

2026年5月29日

各 位

東京都中野区本町一丁目32番2号
会社名 アクセルマーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 松川 裕史
(コード番号: 3624 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理本部長
村上 嘉浩
(TEL 03-5354-3351)

第三者割当による新株式の発行、主要株主である筆頭株主及び親会社の異動並びにコミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結に関するお知らせ

当社は、2026年5月29日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、株式会社コンヴァノ（東京証券取引所グロース市場 証券コード: 6574。以下「割当予定先」又は「コンヴァノ社」といいます。）を割当予定先とする第三者割当の方法による新株式（以下「本新株式」といい、本新株式の発行を「本第三者割当増資」といいます。）の発行を行うこと、及び、本取締役会決議日付で、割当予定先を貸付人とする融資極度額30億円のコミットメント型タームローン・ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といい、同契約により設定される融資枠を「本ファシリティ」といいます。）を締結すること（なお、本ファシリティ契約は、その締結をもって効力を生ずるものの、本ファシリティに基づく個別貸付の実行は、本ファシリティ契約に定める所定の前提条件の充足を条件とします。）を決議いたしましたので、お知らせいたします。本第三者割当増資（払込金額の総額9億円）と本ファシリティ契約（融資極度額30億円）は、当社と割当予定先との間の一連の協議及び合意に基づき、合計39億円規模の一体不可分の資金調達枠組み（以下「本資金調達パッケージ」といいます。）として提供されるものであります。当社は、本件全体の合理性を検討するに当たり、本第三者割当増資と本ファシリティ契約を一体のものとして評価しております。

また、本第三者割当増資に伴い主要株主である筆頭株主及び親会社の異動が生じることが見込まれますので、あわせてお知らせいたします。

なお、本第三者割当増資は、本取締役会において招集することを決議した2026年7月2日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当増資による大規模な希薄化、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）第2条第42号の2に定める支配株主（以下「支配株主」といいます。）の異動を伴う第三者割当及び有利発行（本新株式の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）が承認されることを条件（以下「本件前提条件」と総称します。）としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本第三者割当増資は実施されません。上記の条件のいずれかが成就せず、本第三者割当増資が実施されない場合には、当社は代替の施策及び資金調達につき改めて検討いたします。

I. 第三者割当による本新株式の発行

1. 募集の概要

① 払 込 期 日	2026年7月2日
② 発 行 新 株 式 数	当社普通株式 45,000,000株
③ 発 行 価 額	1株につき20円
④ 調 達 資 金 の 額	金900,000,000円(発行諸費用の概算額である金33,000,000円を控除した差引手取概算額は金867,000,000円)
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下の割当予定先に全株を割り当てる。 割当予定先：株式会社コンヴァノ 45,000,000株
⑥ 発行価額の有利発行 該 当 性	本新株式の発行価額(以下「本発行価額」といいます。)は、会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」といいます。)第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと判断している。このため、同法第199条第2項、第201条第1項及び第309条第2項第5号の規定に基づき、本第三者割当増資について、本臨時株主総会における特別決議による承認を取得する。
⑦ 希 薄 化 率 及 び 株 主 意 思 確 認 手 続	本第三者割当増資に係る希薄化率は、2026年5月8日現在の当社発行済株式総数20,313,200株(自己株式33株を含む。)に対して221.53%、同日現在の当社議決権総数203,065個(自己株式33株及び単元未満株式6,667株を除く20,306,500株を1単元100株で除した数)に対して221.60%となり、上場規程第432条に定める25%の基準を超える。このため、同条に定める株主の意思確認手続として、株主意思確認決議(本臨時株主総会における普通決議)(以下「本株主意思確認決議」といいます。)を取得する。
⑧ そ の 他	① 本第三者割当増資は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)に基づく届出の効力が発生すること及び本件前提条件の全ての充足を条件として実施する。 ② 当社は、割当予定先との間で、本取締役会決議日付で、払込期日から起算して6か月間の譲渡を制限すること等を内容とするロックアップ条項(以下「本ロックアップ条項」といいます。)を含んだ、本新株式の発行に係る株式引受契約(以下「本株式引受契約」といいます。)を締結する予定である。 ③ 当社は、割当予定先との間で、本取締役会決議日付で、融資極度額金30億円の本ファシリティ契約を締結する予定である。本ファシリティ契約は、その締結をもって効力を生ずるものとし、本ファシリティに基づく個別貸付の実行は、本ファシリティ契約に定める所定的前提条件の充足を条件とする。本ファシリティ契約の概要は、後記「III. コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結」に記載のとおりである。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題

① 当社の事業概要

(ア) 当社トレカ事業による、トレーディングカード旗艦実店舗「cardéria 池袋店」及び「cardéria」公式 EC サイトを通じたトレーディングカードの販売及び買取、並びに当社の完全子会社である株式会社 crafty（2025 年 2 月 5 日付で当社が完全子会社化）が運営する、EC オリパサービス「アイリストレカ」を通じたオンライン販売等を行うトレカ事業、(イ) 国内の電子書籍業界及びゲーム関連業界等を主要顧客として、デジタル広告配信及び広告運用等を行う広告事業、及び(ウ) 自社トータルビューティーケアブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン）」を中心とした美容・健康関連商品の企画及び販売等を行うビューティー&ウェルネス事業（2026 年 9 月期第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）における「その他事業」セグメント）の 3 つの報告セグメントから構成される事業を展開しております（後記④記載のとおり、当社グループは、2026 年 3 月以降、本件に向けたグループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）を進めており、その一環として、ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社（以下「ウェルラボ社」といいます。）及びスパイラルセンス株式会社の各全株式を譲渡しております。）。

当社グループは、2025 年 10 月 30 日付「新たな事業（ビューティー&ウェルネス事業）の開始に関するお知らせ」記載のとおり、従来の「病気を発見・治療」を主眼とする狭義のヘルスケア事業を基盤とし、2025 年 10 月期以降、その対象領域を「美と健康」全般に拡張する形で、新たにビューティー&ウェルネス事業（広義のヘルスケア事業領域。以下、本書において、特に文脈上区別する必要がない限り、ビューティー&ウェルネス事業及びこれと隣接する美容医療分野等を含めて「ヘルスケア事業」又は「ヘルスケア領域」と総称します。）を当社グループの主要な成長分野として位置付けております。本第三者割当増資を通じて調達する資金は、当該既存のビューティー&ウェルネス事業（自社トータルビューティーケアブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン）」事業）の更なる拡大及び同事業と隣接する広義のヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）への戦略投資に充当する方針であり、本件は、当社が既に着手している事業領域の戦略的深化及び拡張のための成長投資として位置付けられるものであります。

なお、当社は、2025 年 10 月 30 日付公表資料（暗号資産を活用した二軸型トレジャリー戦略の導入に関するお知らせ）及び 2025 年 12 月 30 日付の事業計画及び成長可能性に関する説明資料等において、暗号資産トレジャリー運用に関する方針を公表しておりますが、当該方針は、本第三者割当増資を通じて重点的に推進するヘルスケア領域の成長戦略（事業としての成長分野）とは異なり、これまでの方針に沿って、当社グループの手元流動資産のアロケーションに関する財務戦略の一部として実施するものであります。したがって、暗号資産トレジャリー運用は、本件を通じて調達する資金の充当対象である成長分野には含まれず、また、当社グループが事業として注力する成長領域を構成するものでもありません。

② 継続企業の前提に関する重要な不確実性

当社グループは、従前から国内の電子書籍及びゲーム関連業界等を主要顧客とするデジタル広告配信事業（広告事業）を主力としてまいりましたが、同事業は、市場環境の変化、広告主の投稿意欲の低迷及び競争環境の激化の影響を受けて、収益性が継続的に低下しております。加えて、当社グループは、現下、事業構造の本格的な転換期にあり、トレカ事業及びビューティー&ウェルネス事業をはじめとする新規事業の立ち上げに伴う先行投資、事業構造改革に伴う費用の計上、並びに連結子会社の整理に伴い特別損失の認識等の影響を受けております。これらを背景として、当社グループは、前連結会計年度（2025 年 9 月期）において、重要な連結営業損失、連結経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当中間連結会計期間（2025 年 10 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）においても、連結売上高 642 百万円、連結営業損失 303 百万円、連結経常損失 330 百万円、及び親会社株主に帰属する中間純損失 451 百万円と、引き続き重要な営業損失等を計上しております（詳細は、直近四半期決算短信をご参照ください）。

これらの状況を背景として、当社は、2026 年 5 月 14 日付で公表した直近四半期決算短信に係る中間

連結財務諸表の注記事項として「継続企業の前提に関する注記」を記載するに至っており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、かつ、現時点においてかかる状況を解消し得る対応策（新株予約権の行使による資金調達等）の効果については一定の不確実性が認められることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨を併せて開示しております。当社取締役会は、かかる継続企業の前提に関する重要な不確実性を早期に解消し、連結業績の早期黒字化を実現することを、現下の最重要経営課題として位置付けております。

③東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）への不適合状況

当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場しておりますが、同市場における上場維持基準のうち時価総額に係る基準（時価総額 40 億円以上）について、2025 年 9 月末日を基準日とする判定において、当社の同日時点の時価総額は約 23 億円であり、同基準に適合しない状況にあります。

当社は、2023 年 12 月 27 日付で、上場規程第 501 条に基づき、「上場維持基準の適合に向けた計画」（以下「本計画書」といいます。）を開示しております。本計画書については、当初、計画期間を 2025 年 9 月末日までと設定しておりましたが、当社は、2025 年 12 月 30 日付で、本計画書に基づく進捗状況、並びに本計画書を更新し計画期間を 2026 年 9 月末日までに変更する旨を開示しており、現在、当社は同日（2026 年 9 月末日）を改善期間の満了日とする改善期間中にあります（以下、当該変更後の改善期間満了日（2026 年 9 月末日）を「改善期間満了日」といいます。）。基準日時点で当社が潜在株を保有しておらず、時価総額基準に適合していないときには、当該基準日時点で整理銘柄に指定されます。基準日時点で当社が潜在株を保有しており、2026 年 9 月 30 日時点における 2026 年 9 月の潜在株の行使状況を考慮しない審査において時価総額基準に適合できなかった場合には、東京証券取引所より当該基準日時点で監理銘柄（確認中）に指定され、その後、2026 年 9 月の潜在株の行使状況を考慮した審査の結果、時価総額基準に適合している状況が確認されなかった場合には、整理銘柄に指定されます。既存株主の皆様は、当社株式の流動性の著しい低下、市場性の喪失、並びに株式価値の重大な毀損という、いずれも回復困難な経済的不利益を被るおそれがあります。

④直近における事業基盤整備、グループ事業ポートフォリオの最適化及び資金調達の進捗

当社グループは、前記①記載のヘルスケア領域への成長戦略を推進するため、2025 年下半期以降、以下の(ア)ないし(エ)に記載する事業基盤整備、グループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）、並びに資金調達及び資本構成の整理に取り組んでおります。

(ア) ビューティー&ウェルネス事業の立ち上げ及び自社ブランド事業の拡張

当社グループは、前記①記載のとおり、2025 年 10 月 30 日付公表の「新たな事業（ビューティー&ウェルネス事業）の開始に関するお知らせ」に基づき、自社トータルビューティーケアブランド「ニ 4.7（ニアリーフォーセブン）」の立ち上げ及び公式オンラインストアでの販売開始によりビューティー&ウェルネス事業を新規に開始し、2025 年 12 月 9 日には同ブランドにおける第二弾製品（次世代ボディミルク）の販売を開始することにより、自社ブランド事業の拡張を進めております。本件を通じて調達する資金は、当該既存事業基盤を起点として、これと隣接する広義のヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）への戦略投資に充当する方針であります。

(イ) グループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）

当社グループは、本件の実行に先立ち、当社グループの経営資源を成長戦略の重点領域と位置付けるトレカ事業及びビューティー&ウェルネス事業に集中させることを目的として、2026 年 3 月以降、以下の(a)及び(b)に記載するグループ事業ポートフォリオの最適化（連結子会社の異動）を実行しております。

(a) ウェルラボ社（健康食品・化粧品等の企画、製造、販売を主たる事業内容とする会社）の譲渡

当社は、2026 年 1 月 22 日付当社取締役会決議に基づき、同年 2 月 12 日付でウェルラボ社の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。その後、同社の事業計画の詳

細な精査を進める中で、当初想定していた成長の実現可能性については不確実性があることを認識するに至りました。当社は、かかる状況を踏まえ、ウェルラボ社の今後の事業展開、並びに当社グループの事業ポートフォリオ及び経営資源の配分方針の観点から総合的に検討した結果、2026年3月13日付で、ウェルラボ社の代表取締役（佐野雄大氏）に対してウェルラボ社の発行済株式の全てを譲渡しております（詳細は、当社が同日付で公表した「連結子会社（ウェルネスモアラボラトリーズ株式会社）異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

(b) スパイラルセンス株式会社（ゲーム・アプリ開発、XR開発、WEB制作等を主たる事業内容とする会社）の譲渡

当社は、2025年4月25日付でスパイラルセンス株式会社（東京都千代田区）の発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社としておりましたが、当社グループの経営資源を前記重点領域に集中させる観点から、2026年3月13日付当社取締役会決議に基づき、2026年3月31日付で、同社の代表取締役（小林俊夫氏）に対してその発行済株式の全てを譲渡しております（詳細は、当社が2026年3月13日付で公表した「連結子会社（スパイラルセンス株式会社）異動に関するお知らせ」をご参照ください。）。

以上のグループ事業ポートフォリオの最適化を経て、本日現在、当社の連結子会社は、トレカ事業を中核として運営する株式会社 crafty（2025年2月5日付で当社が完全子会社化。トレーディングカードのEC販売を中心とする事業を展開し、オンラインオリパサービス「アイリストレカ」並びに前記①記載の cardéria 池袋店及び cardéria 公式 EC サイトの運営を担う会社）及びヘルスケア領域を推進する事業会社として設立したアクセルメディカ株式会社（2024年9月2日付で会社設立。自社トータルビューティーケアブランド「≒4.7（ニアリーフォーセブン）」を中心とした美容・健康関連商品の企画及び販売等を行う会社）の2社となっており、当社グループの経営資源は、トレカ事業及びビューティー&ウェルネス事業に集中する体制が確立されております。

(ウ) 既存事業に係る運転資金確保のための資金調達及びその後の取得・消却（既存新株予約権）

当社は、2025年11月19日付で、Cantor Fitzgerald Europe を割当先とする第三者割当の方法により、新株予約権（第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権をいいます。以下総称して「既存新株予約権」といいます。）を発行いたしました。既存新株予約権は、その発行後、行使により2026年1月末日までに合計約41百万円の資金調達が完了したものの、既存新株予約権は、その発行時点における想定調達額（当初行使価額に基づく合計調達想定額）は合計約14億円でありましたが、市場株価の動向等の影響を受け、その発行後2026年1月末日までに行使により調達できた金額は合計約41百万円にとどまり、当初想定調達額（約14億円）の3%程度に過ぎず、また、当該実績調達金額は、後記（2）記載の本戦略の実行に必要な資金規模（合計39億円規模）と比しても極めて限定的にとどまり、また、未行使分の行使時期及び行使価額が市場株価の動向等の当社が直接的にコントロールすることのできない要因に依存し不確定であったことから、当社は、2026年3月4日開催の当社取締役会において既存新株予約権の取得及び消却を決議し（同日付「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却に関するお知らせ」をご参照ください。）、本件の実行に向けて当社の資本構成を整理する観点等を踏まえ、2026年4月7日付で、第31回新株予約権及び第32回新株予約権の全部について取得及び消却を完了しております（詳細は、当社が同日付で公表した「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却の完了並びに第三者割当により発行された第31回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ」をご参照ください。）。したがって、本日現在、既存新株予約権の未行使残高は存在いたしません。

(エ) 以上の取組みを踏まえた本件の位置付け

このように、当社グループは、(ア)ビューティー&ウェルネス事業の立ち上げ及び自社ブランド事業の拡張、(イ)グループ事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）の実行、並びに(ウ)既存新株予約権の取得・消却を通じた資本構成の整理を経て、本件の実行に向けた事業基盤及び資本構成の両面における準備を完了させております。当社は、これらの取組みの集大成として、本件を通じて調達する資

金を、後記(2)記載のヘルスケア領域全般における戦略的M&A及び事業投資に充当することにより、上記事業基盤を一層強化し、もって、前記②記載の継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、並びに前記③記載の上場維持基準(時価総額基準)への適合を実現することを企図しております。

(2) ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略

当社取締役会は、前記(1)記載の経営課題、すなわち(ア)上場維持基準(時価総額基準)への適合、(イ)継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び(ウ)連結業績の早期黒字化を同時に実現し、ひいては中期的に時価総額200億円の達成を目指すため、前記(1)④記載のとおり既に立ち上げを完了し基盤整備を進めているビューティー&ウェルネス事業を中核として、本件を通じて調達する資金により、ヘルスケア領域全般(美容医療分野を含みます。)におけるM&A(持分取得及び株式取得を含みます。以下同じ。)並びに関連する事業投資を一体的かつ機動的に実行すること(以下「本戦略」といいます。)が、現時点において最も合理的かつ実行可能性の高い経営戦略であると判断しております。

本戦略の骨子は、以下の①ないし④に記載のとおりであります。

① ヘルスケア領域におけるM&Aによる連結利益の早期寄与

当社は、本件を通じて調達する資金を活用して、高い収益性を有するヘルスケア系事業会社の株式を段階的に取得することにより、取得後速やかに、持分法による投資利益又は連結利益として、当社連結損益計算書に相応の利益を寄与させる方針であります。これにより、当社の連結営業利益、連結経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益の各段階における損益構造を、抜本的かつ迅速に改善することが可能となるものと見込んでおります。

② ヘルスケア事業投資による既存事業基盤の拡充及びシナジー創出

当社は、上記①に記載するM&Aと一体的に、ヘルスケア事業の本格的推進のための各種事業投資を実行いたします。具体的には、以下の(ア)ないし(ウ)の各項目への段階的投資を計画しております。

- (ア) 取得対象会社の経営統合(PMI)に係る投資(人材配置、業務プロセス統合、内部統制整備等)
- (イ) ヘルスケア事業全般の拡大のための人材採用・育成投資(事業開発、M&A推進、PMI実行、経営企画・財務管理部門の専門人材の確保等)
- (ウ) 当社既存事業の収益基盤強化及びコスト構造改革(システム導入、業務効率化投資等)

③ 既存事業との統合的運営による収益性の継続的改善

当社は、既存の広告事業及びトレカ事業の運営を通じて蓄積した広告運用ノウハウ、ECサイト運営に係るシステム開発能力、並びにマーケティング・データ分析能力を、取得対象となるヘルスケア領域の事業会社のグループ共通機能として展開することにより、取得対象会社の顧客獲得効率の向上及び営業利益率の継続的改善を図る方針であります。

かかる事業シナジーの創出を通じて、当社連結グループ全体の収益性を段階的に向上させ、ヘルスケア領域を中心とした新たな成長基盤を確立することを企図しております。

④ 早期黒字化の実現時期及び連結業績への効果

以上の戦略の実行により、当社は、2027年9月期以降、連結営業利益段階及び連結経常利益段階における黒字化を実現し、もって、継続企業の前提に関する重要な不確実性を解消することを、経営目標として設定しております。

なお、個別のM&A及び事業投資の規模、実行時期、及び実行可能性により、上記の黒字化時期には一定の変動が生じる可能性があります。また、本件の実行が当社の2026年9月期通期連結業績に与える具体的な影響額については、個別のM&Aの最終合意及び実行の時期・内容に依拠するため、現時点において合理的に算定することは困難であります。当社は、開示すべき事項が生じた段階において、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、適時かつ適切に開示いたします。

(3) 本件資金調達必要性

当社は、本第三者割当増資が、希薄化率 221.53%という極めて大規模な株式の希薄化を既存株主の皆様が生じさせるものであり、既存株主の皆様の経済的利益に重大な影響を及ぼし得るものであることを十分に認識しております。一方で、本件を実施しない場合には、後記「(5) 割当予定先を選定した理由」記載のとおり、改善期間満了日（2026年9月末日）までの上場維持基準（時価総額基準）への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消が事実上困難となり、結果として上場廃止に至るリスクが現実化するものと当社は認識しております。当社は、本件実施に伴う希薄化の影響と、本件を実施しない場合の上場廃止リスクに伴う既存株主の皆様への経済的不利益（流動性の著しい低下、市場性の喪失、株式価値の重大な毀損）とを慎重に比較衡量した結果、本件の実行が、希薄化を伴うとしても、中長期的には既存株主の皆様の利益保護に資するものと判断するに至っております。

当社は、2025年10月30日付「第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権の発行並びに第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」記載のとおり、「トレカ事業の拡大」及び「ヘルスケア事業の拡大」を成長戦略として掲げ、既存新株予約権を発行するなどして事業推進を実行してまいりました。

トレカ事業につきましては、実店舗展開及びEC販売の拡大等により、2026年9月期中間連結会計期間における売上高は前年同期比270.9%増と伸長しており、一定の成長傾向がみられております。また、ヘルスケア事業につきましても、従来の「病気を発見・治療」を主眼とするヘルスケア事業を基盤に、新たにビューティー&ウェルネス事業を立ち上げました。一方で、広告事業においては、国内主要広告主による投資抑制や広告単価の下落等の影響を受け、厳しい事業環境が継続しております。

その結果、いまだグロース市場が求める高い成長性を十分に実現できていない状況であると認識しております。

一方、直近四半期決算短信によれば、2026年3月31日（2026年9月期中間連結会計期間末）時点における当社の中間連結貸借対照表上、現金及び預金の残高は240百万円にとどまっており、また、前連結会計年度末（2025年9月30日）時点の919百万円から中間連結会計期間の6か月間において679百万円減少しているなど、当社の自己資金のみをもって成長戦略を実行することは不可能な状況にあります。加えて、前記「(1) ②継続企業の前提に関する重要な不確実性」記載のとおり、当社は、継続的に連結営業損失を計上している状況にあり、営業活動によるキャッシュ・フローの継続的創出も見込めない状況にあります。したがって、当社は、成長戦略の実行に必要な資金を、外部からの資金調達によって確保することが不可欠であると判断しております。

そのような状況のなか、当社は、2026年3月4日付「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却に関するお知らせ」記載のとおり、市場環境、株価の動向、行使状況等を総合的に判断し、既存新株予約権の取得及び消却を決定するとともに、各種法規や契約に則り複数の資金調達手段を迅速に検討することといたしました。

(4) 本資金調達パッケージによる資金調達を選択した理由

前記「(3) 本件資金調達の必要性」記載のとおり、当社は、複数の資金調達手段を並行的に検討いたしました。検討の対象としたものは、(ア)公募増資、(イ)株主割当増資、(ウ)金融機関からの追加借入、(エ)事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資、(オ)行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）、(カ)劣後ローンその他のメザニン調達、及び(キ)これらの手段の組合せ等、広範にわたります。

当社は、各資金調達手段について、以下の7つの評価軸に基づき比較検討を行いました。

評価軸	内容
(A) 必要調達額の確保可能性	成長戦略の実行に必要な規模の資金を確保できるか
(B) 調達完了時期	改善期間満了日（2026年9月末日）までに資金調達が完了できるか
(C) 希薄化規模	既存株主に生じる希薄化の規模が合理的な範囲に収まるか
(D) 調達後の事業実行支援	調達後における本戦略の実行（M&A、PMI、事業統合）を支援する体制が確保できるか
(E) 調達コスト	発行価額のディスカウント率、金利、手数料等を含む総合的な調達コストが合理的か
(F) 継続企業の前提への影響	継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消に資するか
(G) 中長期的事業支援の意思	割当先又は貸付人が当社の中長期的な事業支援を行う意思を有するか

検討の結果、以下の①ないし③に記載する理由により、(ア)公募増資、(イ)株主割当増資、(ウ)金融機関からの追加借入（通常のコーポレートローン形態）、(エ)行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）、(カ)劣後ローンその他のメザニン調達、及び(キ)これらの手段のみの組合せについては、いずれも、当社の現時点における状況下では実務上困難又は不適切であることが判明いたしました。これを踏まえ、当社は、以下④に記載のとおり、(エ)事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を中核とし、これに同一の引受先が貸付人となる本ファシリティ契約（コミットメント型タームローン・ファシリティ）を組み合わせた本資金調達パッケージが、本戦略の実行に必要な資金規模及び時間軸の制約の下で、最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断するに至りました。

① 公募増資及び株主割当増資の実務上の困難性

公募増資は、不特定多数の投資家を対象とする株式発行であり、引受証券会社の確保及び需要積上げ状況に依存する資金調達手段であります。当社の現時点における時価総額水準（上場維持基準未達）、連結業績の推移、継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、並びに資本市場における当社に対する評価水準に照らしますと、引受証券会社による元引受契約（ファーム・コミットメント方式）の締結自体が実現困難であると当社は認識しております。また、仮に引受証券会社の確保が可能であったとしても、必要資金の需要積上げ並びに価格決定までに通常数か月を要するため、改善期間満了日までの資金調達完了が実務上困難であります。

株主割当増資についても、当社の連結業績及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在に照らしますと、既存株主による新株引受の実現可能性は低いと認識しており、かつ、基準日設定、権利落ち、払込期日、失権株処理等の所要の手續に要する期間を勘案いたしますと、改善期間満了日までの資金調達完了が実務上困難であります。また、失権株が多数発生した場合には、結果として実質的に第三者割当増資と同等の手續が別途必要となり、手續の冗長化を招きます。

② 金融機関からの追加借入の実務上の困難性

当社は、主要取引金融機関に対して、成長戦略の実行に必要な資金に係る追加融資の可能性について、2025年12月から取締役会等で検討してまいりました。しかしながら、(ア)当社の連結業績において継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在すること、(イ)当社が十分な担保余力を有していないこと、(ウ)M&Aを主たる資金使途とする無担保融資は金融機関の通常の審査基準上困難であること、(エ)必要融資規模が当社の連結純資産水準に比して相対的に大きいことの各理由から、成長戦略の実行に必要な規模の追加融資を受けることは実務上困難であると判断いたしました。

③ MSワラント及びメザニン調達の不適切性

行使価額修正条項付新株予約権（MSワラント）については、当社は、前記(1)④(ウ)記載のとおり、2025年11月19日付で第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権からなる既存新株予約権を発行いたしました。その後の市場株価の動向の影響等により、発行から約4か月半の期間において行使による調達額は合計約64百万円にとどまり、限定的な調達効果しか得られない結果となったことから、2026年4月7日付で第31回及び第32回新株予約権の全部について取得・消却を完了するに至っております。当社は、当該既存新株予約権に係る具体的な実績を踏まえれば、新たな調達手段

として更に MS ワラントを発行することは、(ア)行使のタイミング及び行使価額が市場株価の動向に連動するため、改善期間満了日（2026 年 9 月末日）までの資金調達を完了することが時期的に困難であり、かつ、最終的な調達額についても改善期間満了日までに確実に確保することができないこと、(イ)権利行使による希薄化の段階的進行に伴い継続的な株価下落圧力が発生する可能性が高く、結果として上場維持基準（時価総額基準）への適合がかえって困難化するおそれがあること、(ウ)近年、MS ワラントによる資金調達について、東京証券取引所及び金融商品取引法上の開示制度の運用に係る実務において、割当先の保有方針に関する開示内容の適切性及び実行状況の事後検証に関する確認手続が深度化していると当社が認識しており、当社のように既に既存新株予約権に係る発行実績及び早期消却実績を有する状況下において、再度 MS ワラントを発行することは、これらの開示・確認手続の観点から相当の負荷を生じさせる可能性が高いこと、の各点から、当社が本戦略の実行に必要な資金調達的手段として採用することは適切ではないと判断いたしました。

劣後ローンその他のメザニン調達についても、(ア)資本金認定のハードル、(イ)金利水準、(ウ)手配可能な調達額、(エ)貸付人候補の実在性の各観点から、成長戦略の実行に必要な規模の調達は実務上困難であることを確認いたしました。

④ 事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を選択した経緯

上記①ないし③の検討結果を踏まえ、当社は、事業の高い成長性に寄与することを念頭に、中長期的な事業支援の意思を有する事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資及びその他資金確保の蓋然性が高い調達手段との組み合わせが、成長戦略の実行に必要な資金規模及び当該資金を改善期間満了日までに確実に調達する手段として、最も現実的かつ合理的な選択肢であると判断いたしました。

かかる判断を受けて、当社は、当社の事業内容、成長戦略、並びに資金調達手段に係る打診について理解を示し得る、国内外の事業会社複数社に対して、個別に本件に係る意向確認及び協議を実施いたしました。

(5) 割当予定先を選定した理由

前記「(4) ④事業会社その他の投資家を対象とする第三者割当増資を選択した経緯」に記載の検討プロセスにおいて、複数の候補先との協議及び社内検討を実施した結果、割当予定先が、当社の事業内容及び成長戦略に対して深い理解を示し、かつ、以下に記載のとおり、当社が本件の引受先に求める全ての条件を充足する候補先でありました。割当予定先の取締役は、ヘルスケア領域（特に美容関連）における事業提携機会に関して、2026 年 4 月 15 日に本件に係る初回提案を当社取締役に対して実施いたしました。その後、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当増資並びに本ファシリティ契約を含む包括的な資本及び業務に係る協議を継続的に実施してまいりました。

① 事業成長に寄与する蓋然性（ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略）

当社は、「トレカ事業の拡大」及び「ヘルスケア事業の拡大」を成長戦略として掲げ、いまだ高い成長性を実現できていないものの、事業体制基盤の整備は完了し、業績改善や事業拡大の傾向はみられております。このような状況のなかで、割当予定先を選定するにあたり、当社取締役会は、前記「2 (1) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題」記載の経営課題、すなわち(ア)上場維持基準（時価総額基準）への適合、(イ)継続企業的前提に関する重要な不確実性の解消、及び(ウ)連結業績の早期黒字化を同時に実現し、ひいては中期的に時価総額 200 億円の達成を目指すためには、「ヘルスケア事業の拡大」を更に推し進めること、すなわち既に立ち上げを完了し基盤整備を進めているビューティー&ウェルネス事業を中核として、本件を通じて調達する資金により、ヘルスケア領域全般（美容医療分野を含みます。）における M&A 並びに関連する事業投資を一体的かつ機動的に実行することが、現時点において最も合理的かつ実行可能性の高い経営戦略であると判断いたしました。具体的には、当社は、割当予定先が以下の(ア)ないし(ウ)に記載する経営資源を保有しており、これらを本件実行後において当社の本戦略の遂行に活用することにより、本戦略の事業成長への寄与可能性が高いものと判断いたしました。

- (ア) 割当予定先がネイル事業（全国 73 店舗規模）を通じて蓄積した美容関連の顧客基盤、店舗運営ノウハウ並びに美容業界における仕入・販路ネットワークは、当社のビューティー&ウェルネス事業の販売チャネル拡張及び新規顧客獲得に直接的に活用可能であります。
- (イ) 割当予定先のインベストメント&アドバイザー事業を通じて蓄積された M&A 実行ノウハウ及び対象企業発掘ネットワークは、当社のヘルスケア領域における対象会社の発掘・交渉・取得後の PMI 実行支援に活用可能であります。
- (ウ) 割当予定先のヘルスケア事業（ヘルスケア商材の卸売・販売、医療 DX 支援等）を通じて構築された 500 院を超える医療法人とのネットワークは、当社が本戦略の中核として位置付けている美容医療分野等の M&A 対象会社の発掘及び取得後のグループ統合運営に活用可能であります。

② 本戦略の実行に必要な資金規模及び実行の蓋然性

当社取締役会は、以下の(ア)ないし(カ)に記載の理由から、割当候補先が資金規模及び本戦略実行の蓋然性が高く、当社経営課題を解消するために最も合理的な候補先であると判断いたしました。

- (ア) 当社と同じく東京証券取引所グロース市場に上場する事業会社であり、コーポレート・ガバナンス報告書を継続的に開示し、独立社外取締役を 1 名選任しているなど、当社と同等以上のコーポレート・ガバナンス水準を有していること、並びに上場規程に係る規制実務及び適時開示実務に関する十分な理解及び対応体制を有していること
- (イ) ヘルスケア領域、特に美容分野における顧客基盤、並びにヘルスケア事業（ヘルスケア商材の卸売・販売及び医療 DX 支援等を含みます。）における事業遂行実績及び実行支援能力を有しており、かつ、インベストメント&アドバイザー事業を通じた M&A 実行・投資ノウハウを有していることから、本戦略の実行支援（M&A 対象会社の発掘・交渉支援、取得後の PMI 実行支援、グループ共通機能の統合支援、シナジー創出支援等）について、当社に対して具体的な提案を提示していること
- (ウ) 本第三者割当増資により調達するエクイティ 9 億円及び本ファシリティにより借入可能とするデット 30 億円の合計 39 億円規模の本資金調達パッケージに対応する投資及び与信実行能力（財務的基盤）を有していること
- (エ) 本新株式について、払込期日から起算して 6 か月間のロックアップ（譲渡制限）を受諾するとともに、中長期的に保有する方針を明確に表明していること
- (オ) 本ファシリティについて、当社の現在の信用状況に照らすと市場金利と比較して相当程度有利な年率 2.0%・5 年間の固定条件を提示しており、当社の中長期的な成長投資資金を安定的に確保する支援の意思を明確に示していること（本ファシリティの経済的効果の定量分析は、後記「5. (1) ②」参照）
- (カ) 改善期間満了日（2026 年 9 月末日）までの資金調達及び本戦略初期段階の実行に対応する迅速な社内意思決定プロセスを備えていること

当社は、上記①及び②の各要素を総合的に勘案した結果、本第三者割当増資の実行を通じて、当社の上場維持基準（時価総額基準）への適合、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、並びに連結業績の早期黒字化を実現し、ひいては中期的に時価総額 200 億円の達成を目指すことができる蓋然性が高い引受先は、割当予定先において他には存在しないものと認識いたしました。これを踏まえ、当社取締役会は、割当予定先を本第三者割当増資の割当予定先として選定し、本件の実施を決議いたしました。

(6) 本件前提条件

本新株式の発行価額は、1 株につき金 20 円とする予定であり、当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日終値、及び本取締役会決議日から遡る直近 1 か月間、直近 3 か月間並びに直近 6 か月間の当社普通株式の終値の単純平均株価のいずれに対しても、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（2010 年 4 月 1 日制定）（以下「日証協指針」といいます。）に定める基準額（すなわち、取締役会決議の直前営業日の価額、又は同決議日から払込金額を決定するために適当な期間（最長 6 か月）を遡った日から同決議の直前日までの間の終値単純平均価額に 0.9 を乗じた額）を下回る水準にあります。した

がいたして、本発行価額は、会社法第 199 条第 3 項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと当社は判断しております。

上記を踏まえ、本第三者割当増資は、以下の各条件（本件前提条件）が全て充足されることを前提条件として実施するものであります。

- ① 本第三者割当増資の有利発行について、本臨時株主総会において特別決議による承認が得られること
- ② 本第三者割当増資の希薄化規模について、本臨時株主総会において普通決議による承認が得られること
- ③ 特定引受人への募集株式の割当てについて、本臨時株主総会において普通決議による承認が得られること
- ④ 本第三者割当増資に係る金商法第 4 条第 1 項に基づく有価証券届出書の効力が発生していること（同法第 15 条第 1 項）
- ⑤ 本第三者割当増資に係る募集株式申込書の提出、払込金の払込み、その他本件に係る所要の手続が履行されること

本第三者割当増資が実施された場合、割当予定先は、当社の総議決権の過半数を保有することとなり、金商法第 163 条第 1 項に定める主要株主である筆頭株主、並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する親会社（並びに支配株主）に該当することとなる見込みであります。本件に伴う主要株主である筆頭株主及び親会社の異動の概要は、後記「II. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動」に記載のとおりであります。

また、当社は、本件の実行が当社及び既存株主の皆様利益に資するか否かを慎重かつ公正に検討するため、(ア)本第三者算定機関（以下に定義します。）から本件に係る当社普通株式の理論株式価値の算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得して本発行価額の合理性を客観的に検証し、(イ)独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業から本件の手続及び発行条件の適法性に関する継続的な法的助言を取得し、(ウ)当社の監査等委員会から本取締役会の本件に関する決議手続並びに本件が会社法、金商法及び上場規程その他関連法令に則って行われていることに関する適法性意見を取得し、並びに(エ)本臨時株主総会において、有利発行に係る特別決議（会社法第 199 条第 3 項に基づく有利発行議案）、株主の意思を直接確認するための普通決議（上場規程第 432 条に基づく株主意思確認議案）及び特定引受人への募集株式の割当てに関する普通決議の各株主総会決議を取得することを、本件の前提条件としております。これらの公正性担保措置の概要は、後記「I. 8. 本件に関する株主保護措置」に記載のとおりであります。

なお、本第三者割当増資（払込金額の総額 9 億円）と本ファシリティ契約（融資極度額 30 億円）は、本資金調達パッケージとして提供されるものであります。当社は、本件全体の合理性を検討するに当たり、本第三者割当増資と本ファシリティ契約を一体のものとして評価しております。本件に関連して当社が締結する予定の各契約の体系については、後記「I. 9. 本件に関連して締結する契約の概要」に記載のとおりであります。

(7) 特定引受人に対する募集株式の割当てに関する監査等委員会の意見

本第三者割当増資により割当予定先に対して本新株式が割り当てられた場合、割当予定先が有することとなる議決権数は、450,000 個であり、その場合の当社の総議決権数（2026 年 5 月 8 日現在の当社の総議決権数（203,065 個）に当該議決権数を加えた数である 653,065 個）に対する割合は 68.91%となり、割当予定先は、会社法第 206 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当いたします。

この点に関して、当社の監査等委員会は、(ア)本件の経緯及び目的、(イ)本第三者割当増資の規模・条件・希薄化率（221.53%）、(ウ)割当予定先の選定理由及び選定プロセスの合理性、(エ)当社の現状の財務状況、

継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、並びに上場維持基準（時価総額基準）への適合の必要性、(ウ)改善期間満了日（2026年9月末日）までの限られた時間的制約の下において、本戦略の実行に必要な39億円規模の資金を確保する必要性、並びに(カ)本第三者算定機関による株式価値算定書及び法務アドバイザーによる法的助言の内容、の各点を確認の上、当社の現状の財務状況及び今後の当社の事業継続並びに事業拡大に必要な資金をタイムリーに確保しておく必要性等に鑑みれば、本件規模の増資手段によることが必要かつ適切であり、また、一定期間内に目的を確実に達成するためには、会社法第206条の2第1項に定める特定引受人に該当する割当予定先に対する本第三者割当増資によることが有効な手段であるとの判断は合理性が認められる旨の意見を表明しております。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
900,000,000	33,000,000	867,000,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額は、届出書作成支援費用（80万円）、株式事務手数料、第三者算定機関に対する株式価値算定報酬（170万円）、株主総会開催費用（1,320万円）、登記関連費用（330万円）、その他本件の実行に付随して発生する諸費用（1,400万円）の合計額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当増資により調達する資金の具体的な使途については次のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 運転資金	35	2026年7月～2026年9月
② ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金	832	2026年10月～2028年12月
合計	867	

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金として保管する予定であります。
2. 上記②のうち、M&A関連資金（790百万円想定）の全部又は一部について、本戦略の進捗状況及び個別M&Aの実行可能性に応じて充当できなかった場合には、当該未充当部分の全額を、ヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金（人材採用・育成費用、グループ共通機能のシステム投資、当社既存事業のコスト構造改革費用等）に充当する方針であります。なお、資金使途の重要な変更（特に、ヘルスケア領域以外の用途への充当）が生じる場合には、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、速やかに開示いたします。
3. 当社は、本取締役会決議日付で、割当予定先を貸付人とする本ファシリティ契約を締結することを決議しており、本第三者割当増資（払込金額の総額9億円）と本ファシリティ契約（融資極度額30億円）は、当社と割当予定先との間の一連の協議及び合意に基づき、合計39億円規模の一体不可分の資金調達枠組みとして提供されるものであります。

本第三者割当増資により調達する手取金の使途の具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

① 運転資金

当社グループは、前連結会計年度において、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上いたしました。また、当連結会計年度においても、売上高が著しく減少し、継続して重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する中間純損失を計上したことから、依然として継続企業の前提

に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況の中、当社グループにおいては、手元資金が減少しております。そのため、今期（2026年9月期）の運転資金として35百万円を充当する予定であります。

なお、来期（2027年9月期）以降に関しては、本資金調達パッケージに含まれる本ファシリティ契約（融資極度額30億円）を活用し、必要に応じて充足してまいります。

② ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金

前記「2. (2) ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化戦略」記載の当社の早期黒字化戦略を実行するための資金として、ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金として832百万円を充当する予定であります。当社は、本資金を、M&Aと事業投資とを一体として位置付けた上で、本戦略の実行における個別の進捗状況に応じて機動的に配分することを企図しております。

資金使途の想定内訳は、以下のとおりであります。もともと、当社は、個別のM&Aの実行時期・規模・条件、並びに取得後のPMI及び事業統合の進捗状況により、下記の各項目への実際の配分額が変動することを見込んでおります。各項目間の配分は、事後的な当社取締役会決議を経て調整する方針であります（詳細は後記(3)及び(4)参照）。

(ア) M&A関連資金

高い収益性を有するヘルスケア系事業会社の株式取得資金、及び当該取得に付随して発生する費用（デュー・ディリジェンス費用、財務・税務・法務アドバイザー費用等）として、790百万円を想定しております。

(イ) ヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金

ヘルスケア事業に係る人材採用費用として20百万円、取得対象会社の経営統合に係るPMI関連費用として10百万円、業務効率化を目的としたシステム投資費用として2百万円、既存事業の収益基盤強化を目的としたコスト構造改革費用として10百万円を想定しております。

個別の取得対象会社の選定及び交渉状況については、現時点において、当社は割当予定先との間で秘密保持契約を締結の上、ヘルスケア領域を中心とした複数の候補先に関する提案を受けております。もともと、現時点では具体的な対象会社は確定しておらず、対象会社との間で取得条件に関する具体的な交渉やデュー・ディリジェンス等を実施している段階には至っておりません。また、提案を受けている候補先に関する情報につきましては、秘密保持義務の遵守の観点から、具体的な会社名等の開示は差し控えさせていただきます。なお、今後、具体的な取得対象会社の選定及び取得に関する最終合意に至った段階において、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、適時かつ適切に開示いたします。

(3) 資金使途の柔軟性を確保する必要性

当社は、本第三者割当増資により調達する資金の使途を、前記(2)記載のとおり、「ヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金」として一体的に管理し、個別項目間の資金配分については、本戦略の進捗状況に応じて機動的に調整する方針であります。資金使途の柔軟性を確保する必要性は、以下の①ないし③に記載の事情に基づくものであります。

① 個別M&Aの実行時期・規模・条件の不確定性

個別のM&Aは、対象会社のオーナー等との間における継続的な交渉、デュー・ディリジェンスの結果、並びに取得対象会社の事業環境の変化等により、最終的な実行時期、取得規模、及び取得条件（取得割合・取得価額等）が流動的に変動する性質のものであります。したがって、事前に特定の案件ごとに資金を配分することは、実務上適切ではなく、戦略実行の機動性をかえって阻害するおそれがあります。

② M&Aと事業投資の相互補完性

M&Aと事業投資（PMI、人材、システム、運転資金、コスト構造改革）は、本戦略の実行上、相互に補完関係にあります。例えば、M&A対象会社の拡大規模が想定を上回る場合には、PMI関連費用及び運転資金の

追加的な配分が必要となり、逆に、M&Aの実行が一時的に遅延する場合には、先行する事業投資（システム投資、人材採用等）への資金配分を優先することが合理的となります。このような相互補完性に柔軟に対応するためには、M&A資金と事業投資資金を一体として管理することが必要不可欠であります。

③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性の早期解消及び上場維持基準（時価総額基準）への適合に向けた機動的対応の必要性

前記「2. (1) ③」に記載のとおり、当社は、改善期間満了日（2026年9月末日）までに上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現する必要がある、また、継続企業の前提に関する重要な不確実性を早期に解消する必要があります。資金使途を過度に細分化することは、戦略実行の機動性を阻害し、かえって当社の早期黒字化及び上場維持の実現を困難化するおそれがあります。

(4) 資金使途の管理・報告体制

当社は、本第三者割当増資により調達する資金の使途の合理性を確保するため、以下の①ないし③に記載する管理・報告体制を構築の上、本件を実行いたします。

① 資金使途の内部管理体制

当社は、本第三者割当増資により調達する資金について、当社内に独立した管理勘定を設置の上、他の一般資金と区分して管理いたします。本資金の具体的な支出決定は、当社取締役会において、個別の案件ごとに審議・承認を行うものとし、一定金額を超える支出については、当社取締役会決議を要するものとする社内規程を整備いたします。

② 監査等委員会及び取締役会による継続的モニタリング

当社は、本件実行後における本資金の使途の適切性を継続的に確保するため、当社の監査等委員会（その構成員は全て独立社外取締役である監査等委員から構成されます。）及び取締役会に対し、本資金の使途に関する四半期毎の報告を行い、その適切性に関する意見を継続的に取得することといたします。具体的には、(ア)各四半期末を基準として、本資金の支出実績、残高及び使途別の進捗状況に関する報告書を作成のうえ、監査等委員会及び取締役会に対して提出し、(イ)監査等委員会は、当該報告内容の適切性について審議のうえ、必要に応じて取締役会に対して意見を表明することといたします。当該モニタリング体制は、当社のコーポレート・ガバナンス体制の枠組みの中で、本資金の使途の継続的な適切性を確保するための重要な内部統制機能として位置付けられるものであります。

③ 個別 M&A に係る適時開示

当社が個別の対象会社の取得（株式取得・持分取得を含み、基本合意書等の締結を通じて取得を事実上決定した場合を含みます。）について決定した場合には、当社は、上場規程第 402 条第 1 号に定める適時開示義務に基づき、取得対象会社の概要、取得価額、取得割合、本資金との関係等を、適時かつ適切に開示いたします。

(注) 1. 本第三者割当増資により調達する資金に加え、本ファシリティに基づき借入れる資金についても、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金に充当する予定であります。本ファシリティの資金使途の詳細は、後記「III. コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結」に記載のとおりであります。

2. 上記「② ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金」に記載の想定内訳の各項目への配分額は、個別の M&A 及び事業投資の進捗状況に応じて変動する可能性があります。資金使途の全体枠（「ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金」）を超える使途変更、又は本資金の一部を全く異なる目的に充当する重要な変更が生じた場合には、当社は、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、速やかに開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本第三者割当増資及び本ファシリティ契約により調達する資金の使途について、以下の(1)資金使途と経営課題解決との整合性、(2)連結業績改善への具体的寄与、(3)資金使途の一体的管理の合理性、及び(4)割当予定先による事業支援の各観点から総合的に判断し、十分な合理性が認められるものと判断しております。各観点の詳細は、以下のとおりであります。

(1) 資金使途と経営課題解決との整合性

当社は、前記「2. (1) 当社を取り巻く事業環境及び経営課題」記載のとおり、(ア)上場維持基準（時価総額基準）への適合、(イ)継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び(ウ)連結業績の早期黒字化を、当社の現下の最重要経営課題として認識しております。本件を通じて調達する資金を、前記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」記載のとおり、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金に一体的に充当することは、当該経営課題の解決に直接資するものであり、当社は、本件の資金使途は合理的なものであると判断しております。当社は、本第三者割当増資により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより、将来に向けての収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上に資するものであると判断しており、既存株主の皆様に必要な利益をもたらすことができるものであることから、上記の資金使途には十分な合理性があると判断しております。

(2) 連結業績改善への具体的寄与

① 持分法投資利益及び連結利益の早期計上

ヘルスケア領域における事業会社の株式取得は、取得後速やかに、持分法による投資利益又は連結利益として、当社連結損益計算書に反映されることが想定されます。当社が M&A の対象として検討している MS 法人その他のヘルスケア領域の事業会社は、一般に医療法人等との長期かつ安定的な業務受託契約を基盤とする、高い収益性を有する事業体であり、取得の実行後は、営業利益段階から経常利益段階に至るまで、連結損益計算書に正の影響が及ぶものと見込んでおります。

なお、持分法適用関連会社（議決権比率 20%以上 50%以下）とするか、連結子会社（同過半数）とするかについては、実質的存続性審査への対応、対象会社の経営独立性の尊重、並びにコーポレート・ガバナンス体制の整備状況等を総合的に勘案の上、個別に判断する方針であります。

② 既存事業との統合による収益性の継続的改善

本件を通じて調達する資金を、グループ共通機能（広告運用、予約管理システム、顧客管理システム、バックオフィス機能等）の統合・高度化のためのシステム投資、並びに取得対象会社の PMI に係る投資に充当することにより、取得対象会社の事業効率及び営業利益率の継続的改善が見込まれます。併せて、当社既存事業の収益基盤強化のためのコスト構造改革を段階的に実行することにより、既存事業における損失の縮小を図る方針であります。

③ 継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消及び時価総額基準への適合

当社は、本件を通じて調達する資金を上記のとおり有効に活用することにより、連結業績の段階的な改善を通じて、継続企業の前提に関する重要な不確実性を解消するとともに、資本市場における当社への評価の改善を通じて、上場維持基準（時価総額基準）への適合を実現することを目指しております。これにより、既存株主の皆様にとって、当社株式の上場廃止という最大のリスクを回避するとともに、当社株式の中長期的な価値向上の機会を確保することが可能となるものと、当社は評価しております。

(3) 資金使途の一体的管理の合理性

前記「3. (3) 資金使途の柔軟性を確保する必要性」に記載のとおり、当社は、本第三者割当増資により調達する資金を、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金として、一体的に管理する方針であります。かかる一体的管理は、以下の(ア)ないし(ウ)の観点から合理的であります。

(ア) M&A と事業投資は、取得対象会社の選定・交渉・取得・統合運営に至るまで、一連のプロセスと

して不可分に連続しており、資金充当の時間的順序及び金額配分は、当該プロセスの進捗に応じて動的に決定される必要があること

- (イ) 個別の M&A の実行規模及び時期の流動性を踏まえると、各項目への事前配分を固定化することは、かえって戦略実行の機動性を阻害し、既存株主の皆様が享受すべき中長期的な企業価値向上の機会を逸失させるおそれがあること
- (ウ) 前記「3. (4) 資金使途の管理・報告体制」記載の資金使途の管理・報告体制（監査等委員会及び取締役会への四半期毎の報告、独立した管理勘定の設置、個別案件ごとの取締役会承認等）により、一体的管理であっても、資金使途の適切性は事後的なモニタリングを通じて十分に確保されること。なお、前記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」記載の想定内訳（M&A 関連資金 790 百万円・事業投資資金 42 百万円）の細部の配分は、本戦略の進捗状況に応じて柔軟に調整されるものであり、当該細部の配分変動自体については適時開示の対象とはなりません。本書記載の資金使途の全体枠（ヘルスケア領域 M&A 及び事業投資）を超える重要な使途変更が生じる場合には、上場規程上の適時開示義務に基づき、速やかに開示いたします

(4) 割当予定先による事業支援

割当予定先は、美容分野における顧客基盤、並びにヘルスケア事業（ヘルスケア商材の卸売・販売、医療 DX 支援等を含みます。）における事業遂行実績及び実行支援能力を有するとともに、インベストメント & アドバイザリー事業を通じた M&A 実行・投資ノウハウを有しており、本件の実行後においては、本戦略の実行支援として、(ア) M&A 対象会社の発掘・交渉支援、(イ) 取得後の PMI 実行支援、(ウ) グループ共通機能の統合支援、並びに(エ) 当社経営企画・管理部門の体制強化支援等を行う方針である旨を、当社に対して表明しております。当社は、割当予定先による当該事業支援を活用することにより、本件を通じて調達する資金が効率的かつ有効に活用され、既存株主の皆様が享受すべき中長期的な企業価値の向上に確実に結実するものと判断しております。なお、割当予定先による本戦略実行支援に関する対価については、以下の方針であります。割当予定先は本件実行後に当社の支配株主（議決権比率 68.91%）となる立場から、当社の中長期的企業価値向上を通じた持分価値の増加が支援動機となる構造を踏まえ、包括的な事業支援契約に基づく定額のアドバイザー報酬等は発生させない方針であります。一方、個別の具体的事業支援業務（個別 M&A 案件における DD 支援、PMI 実行支援、システム統合支援等）について、合理的な実費及び業務量に応じた対価が発生する場合には、これらの取引は当社と支配株主との関連当事者取引に該当するため、(ア) 独立社外取締役（監査等委員）を含む当社取締役会の事前審議・承認、(イ) 財務諸表における関連当事者取引としての注記、(ウ) 当社の運営、業務若しくは財産又は当社株式に関する重要な事項として投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすと判断される場合における上場規程上に基づく適時開示、の各手続を経て、少数株主の利益保護を確保する方針であります。

5. 発行条件の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 発行価額の決定経緯及び有利発行該当性

本第三者割当増資における本新株式の発行価額は、1株につき金20円とする予定であり、当該発行価額は、当社と割当予定先との間の協議を経て合意したものであります。本発行価額と当社普通株式の市場株価との関係は、以下のとおりであります。

参照期間	参照株価（円）	本発行価額（20円）との対比 （ディスカウント率）
本取締役会決議日の直前営業日 終値	53	62.26%
本取締役会決議日の直前1か月 間の終値単純平均株価	66	69.70%
本取締役会決議日の直前3か月 間の終値単純平均株価	77	74.03%
本取締役会決議日の直前6か月 間の終値単純平均株価	80	75.00%

日証協指針は、第三者割当による株式の発行価額について、原則として、当該株式の発行に係る取締役会決議の直前営業日の価額（又は直近営業日の価額に近い価額を基準とすることが取締役会決議の日の前日における当該株式の発行会社の状況に照らして適当でないと認められる場合には、当該取締役会決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）を遡った日から当該取締役会決議の直前日までの間の終値単純平均株価）に0.9を乗じた額以上の価額とすべき旨を定めております。本発行価額（20円）は、上記各参照期間における参照株価のいずれに対しても、当該基準を上回る水準のディスカウントとなっております。

したがって、本発行価額は、会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するものと判断しております。このため、同法第199条第2項、第201条第1項及び第309条第2項第5号の規定に基づき、本第三者割当増資について、本臨時株主総会における特別決議による承認を取得することを前提条件として、本第三者割当増資を実施するものであります。

② 本ファシリティの経済的効果の定量分析

本発行価額の合理性を評価するに当たり、当社は、本第三者割当増資と一体として提供される本ファシリティの経済的効果を、以下のとおり定量的に分析いたしました。

本ファシリティの融資極度額は30億円、利率は年率2.0%（固定）、貸付実行可能期間は5年間であります。当社の現時点における信用状況（継続企業の前提に関する重要な不確実性の存在、時価総額基準不適合、連続する営業損失の計上等）に照らしますと、本ファシリティの融資極度額の融資を実行可能な金融機関を見つけることは困難ですが、仮に当社が他の金融機関から同規模・同期間の無担保借入れを行うことができたとしても、その適用金利は、現時点における中小企業向け貸出金利水準並びに当社固有の信用状況に基づくリスクプレミアム及び民間ノンバンクの無担保事業者向け貸付市場の金利水準等を勘案して、最低でも年率10%程度となる見込みであります。

したがって、本ファシリティの適用金利（年率2.0%）と上記想定金利（年率10%）との差（スプレッド）は年率8.0%となり、5年間の貸付実行可能期間にわたって、当社及び割当先の間で本ファシリティに係る個別貸付の期間を5年間と合意した上で、本ファシリティが全額利用された場合、当社が享受する経済的利益は、最大約1,200百万円（30億円×年率8.0%×5年間。単純計算による試算）と見込まれます。本ファシリティの経済的便益の具体的な金額の規模については、本ファシリティが、その契約構造上、当社が貸付実行請求を行った金額・時期に応じて貸付人が個別貸付を実行するコミットメント型タームローン・ファシリティであり、本ファシリティ契約の締結時点において融資極度額（30

億円)の全額が一括して貸付実行されることは想定されておらず、また、本ファシリティの資金使途であるヘルスケア領域におけるM&A関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金の性質上、個別貸付の実行時期及び金額は、個別のM&A案件の発掘・最終合意・取得実行・PMI(経営統合)の各段階の進捗に応じて段階的に決定されるものであることから、現時点においては本ファシリティ経済的利益を確定的な金額をもって算定することは必ずしも適切でないものと認識しておりますが、他方で本第三者割当増資の発行価額のディスカウントによって割当予定先に生じる実質的な経済的利得を踏まえると当社は、かかる本ファシリティの経済的効果を、本第三者割当増資の発行条件と一体として評価した場合、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと判断しております。

なお、本ファシリティ契約には個別精査条項が設けられておりますが、当該条項は一般的な範囲での確認を目的とするものであり、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性を損なうものではないことから、当社としては、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと判断しております。

③ 有利発行を選択した合理的理由

本取締役会は、本発行価額が会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することを十分に認識した上で、それにもかかわらず、以下の(ア)ないし(ウ)に記載する各理由により、当該発行価額による本第三者割当増資の実施が、当社及び既存株主の皆様の現時点における総合的な利益に照らして合理的な選択であると判断いたしました。

(ア) 上場維持基準適合及び継続企業疑義解消の緊要性

前記「2. (1) ③東京証券取引所グロス市場の上場維持基準(時価総額基準)への不適合状況」に記載のとおり、当社は、改善期間満了日(2026年9月末日)までに上場維持基準(時価総額基準)への適合を実現できない場合、監理銘柄(確認中)への指定を経て、最終的には上場廃止に至るリスクに晒されております。上場廃止に至った場合、既存株主の皆様は、当社株式の流動性の著しい低下、市場性の喪失、並びに株式価値の重大な毀損という、回復困難な経済的不利益を被ることとなります。当該経済的不利益は、本第三者割当増資による希薄化及び有利発行に伴い既存株主の皆様が被る経済的不利益を相当程度上回るものと当社取締役会は定性的に判断しております。したがって、当社は、有利発行による本第三者割当増資を実施することは、既存株主の皆様の利益保護の観点からも合理的な選択であると判断しております。

(イ) 割当予定先が負担するリスクに対する経済的合理性の確保

本第三者割当増資を引き受ける割当予定先は、(a)継続企業の前提に関する重要な不確実性を抱える当社に対する多額の出資リスク、(b)本戦略の実行及びPMIの不確実性に係るリスク、(c)上場維持基準適合の不確実性に係るリスク、並びに(d)本ファシリティ(30億円)の提供を通じた当社に対する信用供与リスク、を重畳的に負担することとなります。これらのリスクに対する経済的合理性が確保されなければ、割当予定先による本資金調達パッケージ(合計39億円)の引受け及び提供は実現し得ないものであり、その確保のためには、日証協指針に定める基準(直前営業日価額の10%ディスカウント水準)を上回るディスカウント率による発行価額の設定が必要不可欠であります。

(ウ) 代替的な資金調達手段の不存在

前記「2. (4) 本資金調達パッケージによる資金調達を選択した理由」に詳述のとおり、当社は、公募増資、株主割当増資、金融機関からの追加借入、MSワラント、劣後ローンその他のメザン調達等、広範な資金調達手段について比較検討いたしました。いずれも当社の現時点における状況下では実務上困難又は不適切であることが判明しております。また、本第三者割当増資の割当予定候補として合計3社の投資家等に対する個別打診を行いました。割当予定先以外のいずれの候補先も、本資金調達パッケージの引受け又は提供を実行することが実務上困難である旨の回答を得ております。したがって、割当予定先による本発行価額での本第三者割当増資の引受けは、当社が改善期間満了日までに必要資金を調達する唯一現実的な選択肢となっております。

(エ) 本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性

前記②に記載のとおり、本ファシリティは、当社の現時点における信用状況に照らして相当程度有

利な条件が設定されており、その定量的な経済的効果は、5年間で約1,200百万円に達するものと試算されます。本ファシリティによる実質的な経済的利益を、本第三者割当増資の発行条件と一体として評価した場合、本資金調達パッケージ全体としての経済的合理性は十分に確保されているものと評価されます。

(木) 中長期保有方針及びロックアップの受諾

割当予定先は、本新株式につき、払込期日から起算して6か月間のロックアップ（譲渡制限）を受諾するとともに、中長期的に保有する方針である旨を、当社に対して書面により表明しております。これにより、本第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響が抑制され、既存株主の皆様の利益保護が図られることとなります。

④ 独立した第三者算定機関による株式価値算定

当社は、本発行価額の決定及び有利発行該当性の検証に当たり、当社及び割当予定先のいずれからも独立し、本件に関して利害関係を有しない第三者算定機関である茄子評価株式会社（以下「本第三者算定機関」といいます。）に対して、当社普通株式の理論株式価値に関する算定（以下「本算定」といいます。）を依頼いたしました。

本第三者算定機関は、(ア)市場株価法及び(イ)時価純資産法の各算定手法を適用し、それぞれの手法により算出される1株当たりの理論株式価値について、以下のとおり算定しております。時価純資産法は、当社が、(ア)前連結会計年度（2025年9月期）において重要な連結営業損失、連結経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していること、(イ)2026年9月期中間連結会計期間においても引き続き重要な営業損失を計上していること、(ウ)継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあること、を踏まえ、貸借対照表ベースの資産・負債の時価評価から導かれる純資産観点からの算定を併用することが、当社の現時点における株式価値の合理性を担保する観点から適切であると本第三者算定機関が判断したことから、補完的な算定手法として採用されたものであります。なお、本算定にあたっては、(ア)市場株価法及び(イ)時価純資産法に加えて、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）の適用も検討いたしましたが、本第三者算定機関からは、その算定根拠となる当社の3カ年の事業計画（2026年9月期から2028年9月期）において、全期間にわたって営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることを踏まえると、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を採用することは不適切であるとの意見を得たため、採用しておりません。

なお、当社3カ年の事業計画（2026年9月期から2028年9月期）につきましては、本第三者割当増資による施策及びその効果を織り込んでおりません。

算定手法	算定結果（1株当たりの評価額）
市場株価法（過去1か月、3か月、6か月の終値単純平均）	66円～80円
時価純資産法	18円

本発行価額（1株につき20円）は、本第三者算定機関による上記各算定結果のレンジである18円から80円（以下「本算定レンジ」といいます。）の範囲内です。当社取締役会は、本発行価額は、当社普通株式の市場株価から大幅にディスカウントした金額であるものの、本算定レンジの範囲内であり、また、以下に記載の各事情からも、合理性があるものと判断いたしました。

(ア) 本算定レンジのうち、時価純資産法による算定結果は、本第三者算定機関の時価純資産法の算定基準日（2026年3月31日）における当社の財務状況を前提として算定されたものであるところ、本発行価額は当該算定結果を上回っていること

本第三者算定機関による株式価値算定書において、時価純資産法による算定のために採用されている財務データは、2026年9月期中間連結会計期間末（2026年3月31日）時点を基準日とする当社の連結貸借対照表並びに同中間連結会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）を対象とする連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に基づくものであります。当社は、本第三者算定機関による算定の客観性・専門性については十分に確保されているものと認識しており、当該算

定結果自体について、その合理性を否定するものではありません。

もつとも、本第三者算定機関の算定基準日（2026年3月31日）の経過後、当社は、2026年4月1日以降の期間においても、引き続き重要な連結営業損失及び連結経常損失を計上しており、当社の財務状況は本算定基準日時点と比較して更に悪化している状況にあります。

したがって、本取締役会決議日（2026年5月29日）時点における当社の実態的な財務状況及び事業継続可能性は、本第三者算定機関の時価純資産法の算定基準日時点における当社の財務状況を前提として算定された当該算定結果が反映する水準よりも、更に悪化しているものと当社は認識しております。

本発行価額は、時価純資産法における算定基準日と本取締役会決議日との間における当社の財務状況の更なる悪化踏まえると、時価純資産法による算定結果よりも低い金額となる可能性もあったところ、市場株価法による算定結果を一定程度考慮した金額として割当予定先との間で合意したものであり、市場株価法による算定結果を下回る水準にあるものの当社の既存株主の利益に配慮した一定の合理性があるものと当社は判断しております。

(イ) 割当予定先による本資金調達パッケージの引受け及び提供を可能とするために、市場株価からのディスカウントが不可欠であること

本資金調達パッケージは、当社単独では実現し得ない39億円規模の資金調達を可能とするものであり、当該資金調達は、改善期間満了日（2026年9月末日）までの上場維持基準（時価総額基準）への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の双方の実現にとって不可欠であります。

具体的には、当社は現時点において継続企業の前提に関する注記（GC注記）が付されており、資金面に対する市場の不安感が一定程度存在しているものと認識しております。そのような状況において、本ファシリティ契約に基づく資金調達枠を確保することは、当面の資金繰りに対する不安を軽減し、事業継続性及び成長投資実行可能性に対する市場の信頼回復につながるものと考えております。また、当社は成長戦略としてヘルスケア事業及びトレカ事業の拡大を掲げており、本ファシリティ契約により成長投資を実行可能とする資金を確保していることで事業拡大の蓋然性を市場に示すことで、将来的な成長期待及び企業価値向上につながるものと考えております。

割当予定先は、本資金調達パッケージの引受け及び提供を通じて、(ア)9億円の出資元本の自己資本性リスク、(イ)本ファシリティ（融資極度額30億円）の提供を通じた当社に対する信用供与リスク（当社の現時点における信用状況に照らせば、他の貸付主体が現に応諾し得ない水準のリスクの引受け）、(ウ)払込期日から起算して6か月間の譲渡制限を内容とする本ロックアップ条項及び中長期保有方針の受諾に伴う本新株式の保有・処分の流動性拘束、(エ)本戦略（ヘルスケア領域におけるM&A及び事業投資）の遂行に係る事業実行リスク、並びに(オ)当社株式の上場維持の不確実性に起因する上場廃止リスクを、それぞれ重畳的に負担するものであります。

割当予定先がこれらの重畳的リスクを引き受けるためには、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントを通じて当該負担に対応する経済的便益が確保されることが、引受け側の経済合理性の確保のために不可欠であります。

なお、前記「(1)②本ファシリティの経済的効果の定量分析」に記載のとおり、本ファシリティ経済的便益は、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントに対応する割当予定先の経済的利得の現実的実現可能額に対して、相応に対応する経済的価値を当社にもたらすものであり、本第三者割当増資の発行価額のディスカウントは、本資金調達パッケージ全体としての当事者間の経済的均衡を確保するための合意水準であるものと当社は評価しております。

(ウ) 本発行価額の設定は、既存株主の皆様の経済的利益の保護に資すること

当社は、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準（時価総額基準）に適合しない状況にあり、改善期間満了日（2026年9月末日）までに当該基準への適合を実現できない場合、当社株式は上場廃止に至るリスクに現に直面しております。上場廃止に至った場合、既存株主の皆様は、当社株式について、(a)市場における流動性の著しい低下、(b)市場性の喪失、(c)株式価値の重大な毀損、(d)機関投資家を含む多くの投資家層からの保有適格性の喪失、を含む、いずれも回復困難な経済的不利益を被ることとなります。当該経済的不利益の規模は、本発行価額を市場株価からディスカウントした水

準で設定することに伴い既存株主の皆様が被る影響を、定量的にも定性的にも相当程度上回るものと当社取締役会は判断しております。

本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することにより、(a)割当予定先による本資金調達パッケージの引受けが成立し、(b)当社は本戦略の実行に必要な 39 億円規模の資金を確保することができ、(c)上場維持基準への適合及び継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消の双方の達成可能性が現実的に確保されることとなります。

したがって、本発行価額を市場株価からディスカウントした水準で設定することは、希薄化を伴うとしても、当社が直面する上場廃止リスクの解消を通じて既存株主の皆様の経済的利益を保護するために必要な選択であり、既存株主の皆様の総合的経済的利益に照らして合理的な水準であるものと当社取締役会は判断しております。

⑤ 監査等委員会の意見

当社の監査等委員会は、本件の必要性及び相当性を踏まえつつ、本発行価額の算定根拠並びに本発行価額が会社法第 199 条第 3 項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することにつき慎重に審議を行い、以下の点を確認の上、2026 年 5 月 29 日付で、本取締役会における本件の決議の適法性に問題は認められない旨の意見を表明しております。

- (ア) 本発行価額が会社法第 199 条第 3 項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することを前提として、本臨時株主総会における特別決議による承認を取得すること
- (イ) 本第三者算定機関から独立した株式価値算定書を取得しており、算定結果との乖離についても、本件の特殊事情を踏まえて合理的な説明がなされていること
- (ウ) 本第三者算定機関による本株式価値算定書並びに独立した法務アドバイザーによる法的助言を取得し、本取締役会がこれらを十分に尊重していること
- (エ) 本件に関する取締役会決議のプロセスにおいて、本件に関して利害関係を有する取締役は存在せず、適切な検討プロセス(議事録の精緻な作成、独立社外取締役の十分な議論参加機会の確保等)を経ていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

① 希薄化率の水準

本第三者割当増資により発行される本新株式数は 45,000,000 株(議決権数 450,000 個)であり、2026 年 5 月 8 日現在の当社発行済株式総数 20,313,200 株(自己株式 33 株を含みます。以下同じ。)に対して 221.53%、同日現在の当社議決権総数 203,065 個(自己株式 33 株及び単元未満株式 6,667 株を除く 20,306,500 株を 1 単元 100 株で除した数)に対して 221.60%の割合に相当します。このため、本第三者割当増資の実行により、既存株主の皆様の当社に対する持株比率は大幅に低下することとなります。

当該希薄化率は、上場規程第 432 条に定める 25%の基準(いわゆる「25%ルール」)を大幅に上回りますが、上場規程及び東京証券取引所有価証券上場規程施行規則に定める希薄化率 300%超の基準(いわゆる「300%ルール」。原則として上場廃止事由)を下回る水準にあります。

② 希薄化規模が合理的であると判断した根拠

当社は、以下の(ア)ないし(カ)の各事情を総合的に勘案し、本件の希薄化規模は、当社及び既存株主の皆様の中長期的な利益に照らして合理的な範囲内にあるものと判断しております。

- (ア) 本発行価額(20 円)は、前記(1)記載のとおり、当社の置かれた状況下において、割当予定先が負担する多重的なリスクに対する経済的合理性を確保する観点から、やむを得ないディスカウント水準として決定されたものであります。当社が必要とする調達額(9 億円)を確保するためには、本発行価額に対応する発行数量(45,000,000 株)の発行が必要となります。
- (イ) 本第三者割当増資の主たる目的は、改善期間満了日までに上場維持基準(時価総額基準)への適合を実現し、既存株主の皆様が上場廃止リスクに起因して被る経済的不利益を回避することにあります。本件を実行しない場合に既存株主の皆様が被る経済的不利益(上場廃止リスク)は、本

件による希薄化により既存株主の皆様が被る経済的不利益を相当程度上回るものと評価されま
す。

- (ウ) 本件を通じて調達する資金を原資として実行するヘルスケア領域の M&A 及び事業投資は、取得後速やかに持分法による投資利益又は連結利益として当社連結損益計算書に寄与するものであり、連結 1 株当たり当期純利益 (EPS) は、本戦略の実行に伴う M&A 対象会社の利益寄与開始後速やかに改善する見込みであります。
- (エ) 本第三者割当増資は、(a)会社法第 199 条第 3 項に基づく株主総会決議、(b)上場規程第 432 条に基づく本株主意思確認決議、並びに(c)特定引受人への募集株式の割当てに係る株主総会決議を、それぞれ前提条件としており、既存株主の皆様の意思を直接確認する手続が確保されております。
- (オ) 割当予定先は、本新株式について 6 か月間のロックアップを受諾しており、かつ、中長期保有方針を表明しているため、本第三者割当増資の実行後における短期的な市場売却による当社株価への影響は限定的であります。
- (カ) 当社は、本件の希薄化規模の合理性の検証のため、本第三者算定機関による本株式価値算定書、独立した法務アドバイザーによる法的助言、並びに監査等委員会の適法性意見を取得しており、また、本臨時株主総会における株主総会決議の取得を本件の前提条件としていることから、手続上の公正性が十分に確保されております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 商号	株式会社コンヴァノ (英文名称: Convano Inc.)	
② 本店所在地	東京都渋谷区桜丘町 22 番 14 号 N. E. S. ビル S 棟 B 3 F (郵便番号: 150-0031)	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 上四元 絢	
④ 事業内容	ネイル事業、コンサルティング事業、ヘルスケア事業、インベストメント&アドバイザー事業	
⑤ 資本金の額	5,239,924 千円 (2026 年 3 月 31 日現在)	
⑥ 設立年月日	2013 年 7 月	
⑦ 発行済株式数	509,156,000 株 (2026 年 3 月 31 日現在。割当予定先は、2025 年 8 月 2 日付及び 2025 年 9 月 1 日付でそれぞれ普通株式 1 株につき 10 株の株式分割を実施しており、同日現在の発行済株式総数は当該 2 回の株式分割を経た後の株式数であります。なお、2025 年 3 月 31 日現在における割当予定先の株式分割前の発行済株式総数は 4,334,960 株であります。)	
⑧ 決算期	3 月期	
⑨ 従業員数	連結 436 名 (臨時雇用者数 9 名) / 単体 392 名 (臨時雇用者数 9 名) (2025 年 3 月 31 日現在)	
⑩ 主要取引先	一般社団法人メディカルアライアンス	
⑪ 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行	
⑫ 大株主及び持株比率	株式会社 NT	61.49%
	株式会社ディメンショナル	10.88%
(2025 年 9 月 30 日現在)		
⑬ 当社との関係等		
資本関係	当社と割当予定先の間には、記載すべき資本関係はありません。	

人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。

⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (連結)			
決算期	2024年3月期 (第11期)	2025年3月期 (第12期)	2026年3月期 (第13期)
連結資本合計 (百万円)	1,644	1,743	10,775
連結総資産 (百万円)	3,002	3,164	18,777
1株当たり連結資本(親会社の所有者に帰属する持分) (円)	6.40	4.02	21.61
連結売上収益 (百万円)	2,589	3,241	15,440
連結営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△59	135	1,484
親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	△199	78	△1,178
基本的1株当たり連結当期利益又は当期損失 (△) (円)	△0.77	0.18	△2.49
1株当たり配当金 (円)	0	0	1

- (注) 1. 割当予定先は、連結財務諸表の作成に当たり、国際会計基準 (IFRS) を採用しております。このため、日本基準における「経常利益」の概念に直接対応する項目は存在せず、営業利益の次に「親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失」が表示されます。
2. 上記の各数値、並びに割当予定先の概要⑨に記載の従業員数は、割当予定先が金商法に基づき開示している有価証券報告書 (2025年6月27日提出の第12期有価証券報告書) その他同社が金商法及び上場規程に基づき開示している書類に基づき記載しております。
3. 「1株当たり連結当期利益又は当期損失」、及び「1株当たり連結資本」は、割当予定先が2025年8月2日付及び2025年9月1日付で実施した株式分割 (いずれも1株につき10株、合計100分割相当) を遡及的に反映して算定しております。
4. 割当予定先であるコンヴァノ社は、国内においては東京証券取引所に上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書 (最終更新日: 2025年7月11日) において、「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」として、コンヴァノ社は、反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当要求には一切応じず、組織全体として毅然とした対応をとることを「反社会的勢力対策規程」に明記しているとのこととあります。
- また、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、コンヴァノ社の役員及び主要株主が反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。
- 以上から総合的に判断し、上記のとおり同社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。なお、割当予定先は東京証券取引所グロース市場の上場会社であるため、東京証券取引所に対する反社会的勢力との関係性に関する確認書の提出は要しないものと理解しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

前記「2. (4)」及び「2. (5)」に詳述のとおり、当社は、本第三者割当増資を通じた資金調達の実現可能性、本戦略の実行支援可能性、本資金調達パッケージの規模・条件、改善期間満了日までのスケジュール対応能力、中長期保有の意向、並びにヘルスケア領域における事業知見の各観点から、割当予定先が本件の引受先として最も適切であり、かつ、当社の上場維持、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、並びに連結業績の早期黒字化を実現し、ひいては中期的に時価総額 200 億円の達成を目指すことができる蓋然性が高い唯一の候補先であると判断し、割当予定先を本第三者割当増資の割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先から、2026 年 5 月 15 日付で、本第三者割当増資により取得する当社普通株式を、当社の既存事業であるヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化の実現支援、及び本戦略の実行支援を通じた中長期的な企業価値向上を目的として、中長期的に保有する方針である旨を記載した、保有方針に関する書面を受領しております。

加えて、当社は、割当予定先との間で、本新株式について、払込期日から起算して 6 か月間のロックアップ(譲渡制限)を設定する本ロックアップ条項を含んだ本株式引受契約を別途締結する予定であります。当該期間内において、割当予定先は、当社の書面による事前の同意がない限り、本新株式の売却、担保設定、貸付、その他一切の処分をしないものとされます。なお、当社が割当予定先に対して上記書面による事前の同意を付与する場合とは、例えば、(ア)割当予定先が組織再編行為(合併、株式交換、株式移転等)の当事者となり、本新株式が法的に処分される必要が生じた場合、(イ)当社のグループ再編戦略の遂行上、本新株式の一部の処分が合理的に必要となった場合(当社が他の戦略的投資家との資本提携を新たに行う場合の議決権比率調整等)、(ウ)当社が割当予定先の組織再編・倒産手続等の例外的状況下において事前同意することが合理的と判断する場合、等の例外的場合を想定しております。当社は、当該事前同意を付与するに際しては、当社取締役会において事前審議・承認の上で、速やかに適時開示を行う方針であります。

さらに、当社は、割当予定先から、本新株式につき、払込期日から 2 年以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社は当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を取得する予定であります。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、2026 年 5 月 18 日付で、本第三者割当増資に要する払込金額(900,000,000 円)の払込みに必要な資金を自己資金により確保している旨の表明を受けております。当社は、当該表明を裏付ける客観的資料として、割当予定先から、以下の(ア)ないし(エ)の各資料の提出を受け、その内容を慎重に確認いたしました。

- (ア) 割当予定先の直近の連結財務諸表(2026 年 3 月期分)
- (イ) 金融機関発行の預金残高証明書及び預金通帳の写し(2026 年 5 月 18 日時点)
- (ウ) 直近の資金繰実績表及び今後 12 か月間の資金繰予定表
- (エ) 割当予定先の取締役会議事録(本件に関する決議を確認できるもの)

当社は、上記各資料の内容を確認した結果、割当予定先が本第三者割当増資に係る払込みに要する資金を現に保有していること、並びに当該資金が他の用途に充当される蓋然性が低いことを確認いたしました。

加えて、本ファシリティ(30 億円)に係る原資についても、割当予定先から、自己資金並びに自社の換金性の高い自己勘定投資資産の売却予定代金により確保している旨の表明、並びに当該表明を裏付ける資料の提出を受け、その内容を確認しております。

以上より、当社は、割当予定先による本第三者割当増資に係る払込み、及び本ファシリティに基づく貸付実行の確実性について、特段の問題はないものと判断しております。

(5) 株券等の譲渡制限

前記(3)記載のとおり、当社と割当予定先との間で、本新株式について、払込期日から起算して6か月間のロックアップ（譲渡制限）を設定する本ロックアップ条項を含んだ本株式引受契約を締結する予定であります。本ロックアップ条項の詳細は、後記「9. (2) 本ロックアップ条項」に記載のとおりであります。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2026年5月8日現在）		募集後	
新沼 吾史	7.38%	株式会社コンヴァノ	68.90%
楽天証券株式会社共有口	4.51%	新沼 吾史	2.30%
株式会社SBI証券	3.85%	楽天証券株式会社共有口	1.40%
岡三証券株式会社	1.81%	株式会社SBI証券	1.20%
GMOクリック証券株式会社	1.37%	岡三証券株式会社	0.56%
後藤 みどり	1.23%	GMOクリック証券株式会社	0.43%
水上 広志	1.23%	後藤 みどり	0.38%
黒木 紀光	1.18%	水上 広志	0.38%
桜井 翔太	0.94%	黒木 紀光	0.37%
熊谷 正昭	0.87%	桜井 翔太	0.29%

- (注) 1. 募集前の大株主及び持株比率は、2026年5月8日現在の株主名簿に基づき記載しております。
2. 募集後の大株主及び持株比率は、2026年5月8日現在の発行済株式総数に、本第三者割当増資により増加する株式の数（45,000,000株）を加えた数を分母として算出しております。
3. 持株比率は、発行済株式数から自己株式数（33株）を控除した株式数に対する保有株式数の割合であり、小数点第3位を四捨五入して記載しております。
4. 本第三者割当増資の結果、割当予定先は、当社の主要株主である筆頭株主、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社、並びに支配株主に該当することとなる見込みであります。

8. 本件に関する株主保護措置

当社は、本第三者割当増資が(ア)有利発行に該当すること、(イ)希薄化率が221.53%と相当程度の希薄化を伴うこと、並びに(ウ)本件の実行により割当予定先が当社の支配株主となることに鑑み、本件に係る当社の意思決定過程における公正性を確保し、並びに既存株主の皆様の利益を適切に保護するため、以下の(1)ないし(4)の各措置を多層的かつ累積的に講じております。当該各措置は、本件に係る公正性の検証の対象（発行価額の客観的合理性、手続の適法性、利益相反の排除、並びに株主の意思の直接的反映）の各観点に対応するものであり、これらを総合することで、本件の公正性は十分に確保されているものと判断しております。

(1) 独立した第三者算定機関による株式価値算定書の取得

当社は、本発行価額の合理性を客観的に検証するため、当社及び割当予定先のいずれからも独立した本第三者算定機関を選任し、本第三者算定機関から、当社普通株式の理論株式価値に関する本株式価値算定書を取得しております（詳細は、前記「5. (1) ④独立した第三者算定機関による株式価値算定」に記載のとおりであります。）。本取締役会は、本株式価値算定書の内容を十分に尊重した上で、本発行価額の合

理性を確認しております。

(2) 独立した法務アドバイザーからの法的助言の取得

当社は、本件の法的手続の適法性及び適正性を確保するため、当社及び割当予定先のいずれからも独立した法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業から、本件の実行に係る法的助言を継続的に取得しております。同法律事務所からは、本件の法的手続（会社法、金商法、上場規程、その他関連法令及び諸規則に基づく手続）に関して、適法性に問題が認められない旨の助言を得ております。

(3) 監査等委員会による意見表明

当社の監査等委員会は、本件の必要性及び相当性を踏まえつつ、本発行価額が会社法第 199 条第 3 項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当することについて、本取締役会における本件の決議の適法性に問題は認められない旨の意見を表明しております（詳細は、前記「5. (1) ⑥監査等委員会の意見」に記載のとおりであります。).

(4) 株主総会決議の取得

当社は、本件の実行に当たり、本臨時株主総会における以下の(ア) (イ) 及び(ウ) の各株主総会決議を取得することを前提条件としており、既存株主の皆様ご意思確認手続を確保しております。

- (ア) 会社法第 199 条第 2 項、第 199 条第 3 項、第 201 条第 1 項及び第 309 条第 2 項第 5 号の規定に基づく、株主総会特別決議
- (イ) 上場規程第 432 条の規定に基づく、本株主意思確認決議（普通決議）
- (ウ) 会社法第 206 条の 2 第 4 項に基づく、特定引受人への募集株式の割当てに関する株主総会の普通決議

9. 本件に関連して締結する契約の概要

当社は、本件の実行に関連して、割当予定先との間で、本日、以下の(1) 及び(2) に記載する各契約を締結する予定であります。各契約は、本件全体の実行スキームの一部を構成するものであり、相互に密接に関連するものであります。また、当社は、割当予定先との間で、別途、割当予定先が指名する 6 名を当社の取締役候補者とするについて合意しており、本臨時株主総会において各取締役の選任に係る議案を上程いたします。

(1) 本株式引受契約

契約当事者	当社及び割当予定先
契約の目的	本第三者割当増資に係る本新株式の引受けの条件を定めること
主要条項	①割当株式数、発行価額、払込金額、払込期日、②表明及び保証、③前提条件（本件前提条件を含む。）、④誓約事項（善管注意義務、情報提供義務等）、⑤解除事由、⑥損害賠償、⑦準拠法（日本法）及び専属的合意管轄（東京地方裁判所）、⑧本ロックアップ条項、⑨買増し禁止条項（以下「本買増し禁止条項」といいます。）

(注) 1. 本ロックアップ条項の概要は以下のとおりであります。

条項の目的	本新株式に係る譲渡制限（ロックアップ）を設定し、短期的な市場売却による既存株主の皆様への影響を防止すること
ロックアップ期間	本第三者割当増資の払込期日から起算して 6 か月間（以下「ロックアップ期間」といいます。）
制限対象行為	当社の書面による事前の同意のない、本新株式の売却、担保設定、貸付け、その他一切の処分
例外事由	①金商法上の公開買付けに対する応募 ②その他、当社と割当予定先との間で別途合意する場合

2. 本買増し禁止条項により、割当予定先は、ロックアップ期間中、当社の書面による事前の同意が

ない限り、本第三者割当増資による本新株式の取得を除いて、自ら又は第三者をして、当社の株式等（当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他当社の株式を取得することができる証券又は権利をいいます。）を取得し、又は取得させてはならないこととなります。

(2) 本ファシリティ契約

本ファシリティ契約の詳細は、後記「III. コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結」に記載のとおりであります。

10. 本件に関するリスク情報

既存株主の皆様が本件に関する評価を行うに当たり特に考慮すべきリスク要因としては、以下の(1)ないし(5)に記載する事項があります。もともと、本件を実施しない場合の代替的な資金調達手段が限定的であること、並びに本件を実施しない場合の既存株主の皆様が被る経済的不利益（上場廃止リスク）は、本件の実施により既存株主の皆様が被るリスクを相当程度上回るものと評価されることから、当社は、本件の実施が当社及び既存株主の皆様の総合的な利益に資するものと判断しております。

(1) 上場維持基準未達に係るリスク

本第三者割当増資の実行後においても、当社の時価総額が上場維持基準（時価総額 40 億円以上）に達しない場合には、改善期間満了日（2026 年 9 月末日）以降、当社株式は監理銘柄（確認中）に指定されることとなり、上場廃止となる見込みであります。当社は、本件の実行を通じて時価総額基準への適合を実現することを目指しておりますが、当社株式の時価総額は市場環境、投資家の当社に対する評価、ヘルスケア事業投資の進捗状況等、当社が直接的にコントロールすることができない多数の要因に依存するため、基準適合の実現が保証されるものではありません。

(2) 連結業績改善及び継続企業疑義解消の不確実性リスク

当社は、本件を通じて調達する資金を活用することにより、2027 年 9 月期以降の連結営業利益・連結経常利益段階での黒字化、並びに継続企業的前提に関する重要な不確実性の解消を目指しております。しかしながら、ヘルスケア領域の M&A 対象会社の発掘・交渉・取得の進捗状況、取得後の PMI の実行状況、取得対象会社の業績推移、当社既存事業の環境変化等により、黒字化及び継続企業疑義解消の実現時期並びに実現可能性には、一定の不確実性が存在いたします。

(3) ヘルスケア領域の M&A 及び事業投資の不成立・収益化遅延リスク

ヘルスケア領域の M&A については、対象会社との交渉進捗、デュー・ディリジェンスの結果、取得条件に関する合意の有無等により、最終的に取得が成立しないリスク、又は取得時期が遅延するリスクが存在いたします。また、取得が成立した場合でも、PMI の進捗状況、取得対象会社の業績推移、競合環境の変化等により、当社が期待する収益寄与が実現しないリスクが存在いたします。これらのリスクの発現により、本件を通じて調達する資金の使途の効果が当初想定を下回る可能性があります。

(4) 支配株主の存在に起因するリスク

本第三者割当増資の実行により、割当予定先は当社の議決権総数の過半数を保有する支配株主となります。このため、当社の経営に係る重要事項の決定は、割当予定先の意向に左右される可能性があります。当社は、本件実行後においても、上場会社としての経営の独立性を尊重し、少数株主の皆様の利益を適切に保護することを最重要課題の一つとして位置付けております。当社は、本件払込完了に伴う親会社異動が生じた段階で速やかに、上場規程第 441 条の 2 に基づく支配株主との取引等に関するガバナンス体制を整備し、その内容をコーポレート・ガバナンス報告書において開示いたします。具体的には、(ア)独立社外取締役（全員が監査等委員）の職務の明確化（関連当事者取引に関する事前審議・意見表明機能の付与）、(イ)当社と支配株主（割当予定先）及びその関連会社との間の取引に関する社内決裁規程の整備（一定金額以上の取引について独立社外取締役を含む取締役会の事前審議・承認を要求）、(ウ)関連当事者取引に関する基本方針の策定及び開示、(エ)関連当事者取引のレビュー及び取引条件の独立第三者基準（at arm's length）適合性検証、の各措置を実施いたします。これらの措置を適切に運用することにより、当社と割当予定先との間の利害関係の対立に伴い少数株主の皆様の利益が影響を受けるリスクを十分に低減し得る

ものと当社は判断しております。

(5) 将来的な追加的希薄化の可能性

当社は、本日現在、本第三者割当増資以外に、追加的な普通株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式の発行を具体的に予定しているものではありません（なお、前記「I. 2. (1) ④ (ウ)」記載のとおり、当社は、2025年11月19日付で発行した既存新株予約権（第31回新株予約権及び第32回新株予約権）について、2026年4月7日付でその全部について取得・消却を完了しております。）。もともと、本件実行後における当社の事業戦略、資金需要、並びに資本市場の状況等により、将来的に追加的なエクイティ・ファイナンスを実施する可能性を完全には否定できず、その場合には、既存株主の皆様の特株比率が更に希薄化する可能性があります。

1 1. 今後の見通し

本第三者割当増資により調達する資金、及び本ファシリティに基づき借入れる資金は、前記「3. (2) 調達する資金の具体的な使途」及び後記「III. コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結」記載のとおり、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金に充当する予定であります。本件が当社の2026年9月期通期連結業績に与える影響額については、現時点において合理的に算定することが困難であるため、開示すべき事項が生じた段階において、金商法上の開示義務及び上場規程上の適時開示義務に基づき、適時かつ適切に開示いたします。

また、本第三者割当増資による新株式の発行が実行された場合、当社の発行済株式総数は20,313,200株（自己株式33株を含みます。）から65,313,200株へと増加し、当社の議決権総数は203,065個から653,065個へと増加いたします。払込金額の総額（9億円）のうち、会社法第445条第2項の規定に基づき、2分の1を資本準備金として計上し、残額を資本金に計上いたします。

本第三者割当増資の実行に伴い、割当予定先は当社の主要株主である筆頭株主及び親会社（並びに支配株主）に該当することとなる見込みであります。割当予定先は、当社の経営の独立性及び上場会社としての地位の維持を尊重する方針である旨を、当社に対して表明しております。当社は、本件実行後においても、上場会社としての独立した経営判断及び事業運営を継続する方針であります。

1 2. 企業行動規範上の手続に関する事項

本第三者割当増資に係る希薄化率は221.53%であり、また、支配株主の異動を伴うことから、上場規程第432条に基づき、(i)経営者から一定程度独立した者による当該割当増資の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は、(ii)当該割当増資に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかを実施する必要があります。

当社は、本件の重要性及び希薄化の規模に鑑み、上記(i)及び(ii)の選択肢のうち、既存株主の皆様による直接的な意思確認の手続が確保される(ii)の株主意思確認手続を採用することがより慎重かつ適切であると判断し、本株主意思確認決議（本臨時株主総会における普通決議）を取得することといたしました。

加えて、本発行価額は会社法第199条第3項に規定する「募集株式を引き受ける者に特に有利な金額」に該当するため、同法第199条第2項、第201条第1項及び第309条第2項第5号の規定に基づく本臨時株主総会における特別決議（本有利発行議案に係る特別決議）による承認を併せて取得するものであります。また、会社法第206条の2第4項は、特定引受人による募集株式の引受けについて、総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主による反対通知がなされた場合に、株主総会による承認が必要である旨を規定しておりますが、当社は、当該反対通知の有無にかかわらず、本第三者割当増資に係る募集株式の割当について株主の皆様にご承認を得るため、本臨時株主総会の議案として上程いたします。

1 3. 支配株主等に関する事項

本第三者割当増資の実行前の時点においては、当社には、支配株主はおりません。もともと、本第三者割当増資が実行された場合、割当予定先は、当社の議決権総数の過半数を保有する筆頭株主として、同号に定める当社の支配株主に該当することとなる見込みであります。

本件は、その実行により新たな支配株主関係を発生させる取引であります。本件の実行前の時点においては、割当予定先は当社の支配株主に該当しないため、形式上は、上場規程第 441 条の 2 に定める「支配株主との取引等」には該当いたしません。しかしながら、当社は、本件の実行により支配株主関係が新たに生じるといふ本件の性質を踏まえ、本件の公正性を担保するため、前記「8. 本件に関する株主保護措置」記載の各措置を講じております。

また、当社は、本件実行後においては、支配株主となる割当予定先と当社との間の利益相反取引の適正性を確保するため、上場規程第 441 条の 2 及び当社コーポレート・ガバナンス報告書に定める支配株主との取引等に関するガバナンス体制（独立社外取締役の職務の明確化、利益相反取引に関する社内手続の整備、少数株主保護のための決議・開示手続等）に従い、適切な対応を行う方針であります。

1 4. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

（単位：千円）

	2023 年 9 月期	2024 年 9 月期	2025 年 9 月期
連結売上高（千円）	2,144,815	1,584,443	973,566
連結営業損失（△）（千円）	△98,874	△305,452	△520,283
連結経常損失（△）（千円）	△100,621	△250,164	△672,303
親会社株主に帰属する当期純損失（△） （千円）	△102,421	△388,567	△763,131
1 株当たり当期純損失（△）（円）	△9.63	△36.50	△49.58
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産額（円）	79.57	43.11	40.87

（注）当社は、2025 年 9 月期より連結決算に移行しているため、2024 年 9 月期以前の数値については単体決算の業績数値を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026 年 5 月 8 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	20,313,200株 (うち自己株式33株)	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	4,120,000株	20.28%

（注）1. 上記の比率は、小数第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 上記潜在株式数は、第 15 回新株予約権、第 26 回新株予約権、第 28 回新株予約権及び第 33 回新株予約権に係る潜在株式であります。なお、2026 年 5 月 23 日付で第 15 回新株予約権に係る潜在株式 300,000 株は消滅しております。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2023年9月期	2024年9月期	2025年9月期
始 値	367 円	255 円	136 円
高 値	420 円	326 円	238 円
安 値	230 円	107 円	79 円
終 値	257 円	136 円	104 円

② 最近6か月間の状況

	2025年 12月	2026年 1月	2月	3月	4月	5月
始 値	93 円	81 円	85 円	76 円	85 円	77 円
高 値	95 円	90 円	85 円	96 円	88 円	82 円
安 値	77 円	79 円	74 円	72 円	75 円	48 円
終 値	81 円	85 円	76 円	84 円	77 円	53 円

(注) 2026年5月の株価については、2026年5月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年5月28日
始 値	55 円
高 値	55 円
安 値	49 円
終 値	53 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

最近3年間における当社のエクイティ・ファイナンスに該当する事項は、以下のとおりであります。

(ア) 第三者割当による第31回新株予約権及び第32回新株予約権の発行

割当日	2025年11月19日
発行新株予約権数	146,280個 第31回新株予約権：129,350個 第32回新株予約権：16,930個
発行価額	総額12,305,180円 第31回新株予約権：1個当たり95円 第32回新株予約権：1個当たり1円
発行時における調達予定資金の額	1,445,849,180円
割当先	Cantor Fitzgerald Europe
募集時における発行済株式総数	19,144,600株
当該募集による潜在株式数	14,628,000株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：8,186個 第31回新株予約権：8,186個 第32回新株予約権：0個
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	64百万円
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	① ビューティー&ウェルネス事業拡大に関する費用：300百万円 支出予定時期：2025年11月～2027年12月 ② トレカ事業拡大における店舗展開及びECサイト構築等に関する費用：400百万円 支出予定時期：2025年11月～2028年9月 ③ グループ全体の企業価値向上及びシナジー創出に資する子会社等への成長投資費用（子会社への貸付金）：223百万円

	支出予定時期：2025年11月～2026年9月 ④ M&A及び資本業務提携に関する費用：500百万円 支出予定時期：2025年11月～2028年12月
現時点における充当状況	現時点における充当状況は以下のとおりであります。 ① 41百万円 ② 23百万円

- (注) 1. 詳細につきましては2025年10月30日付「第三者割当による第31回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第32回新株予約権の発行並びに第23回新株予約権及び第30回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。
2. 現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）として記載している額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
3. 2026年4月7日付「第31回新株予約権及び第32回新株予約権の取得・消却の完了並びに第三者割当により発行された第31回新株予約権（行使価額修正条項付）の月間行使状況に関するお知らせ」に記載のとおり、同日をもって、残存する新株予約権の全部を取得及び消却しております。なお、当初予定しておりました資金使途に対して不足が生じる部分に関しましては、本ファシリティ契約より充当してまいります。

(イ) 第三者割当による第29回新株予約権及び第30回新株予約権の発行

割当日	2024年11月11日
発行新株予約権数	103,000個 第29回新株予約権：73,966個 第30回新株予約権：29,034個
発行価額	総額6,404,660円 第29回新株予約権：1個当たり65円 第30回新株予約権：1個当たり55円
発行時における調達予定資金の額	1,211,504,660円
割当先	第29回新株予約権 Cantor Fitzgerald Europe 73,966個 第30回新株予約権 Cantor Fitzgerald Europe 14,517個 G Future Fund 1号投資事業有限責任組合 14,517個
募集時における発行済株式総数	10,646,300株
当該募集による潜在株式数	10,300,000株（本新株予約権1個当たり100株）
現時点における潜在株式数	1,451,700株（本新株予約権1個当たり100株）
現時点における行使状況	行使済新株予約権数：88,483個 第29回新株予約権：73,966個 第30回新株予約権：14,517個 Cantor Fitzgerald Europeを割当先とする第29回新株予約権及び第30回新株予約権につきましては、全ての行使が完了しております。
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	1,112百万円
発行時における当初の資金使途及び支出予定時期	① トレカ事業拡大における新規出店及びECサイト構築等に関する費用：400百万円 支出予定時期：2024年11月～2026年12月 ② M&A及び資本業務提携に関する費用：616百万円 支出予定時期：2025年1月～2027年12月 ③ ヘルスケア事業拡大における共同事業推進に関する費用：175百万円 支出予定時期：2025年6月～2027年12月
変更後の資金使途及び支出予定時期	① トレカ事業拡大における新規出店及びECサイト構築等に関する費用並びに運転資金など：400百万円 支出予定時期：2024年11月～2025年10月 ② M&A及び資本業務提携に関する費用：224百万円 支出予定時期：2025年1月～2027年12月 ③ ヘルスケア事業拡大における事業開発費用など：175百万円 支出予定時期：2025年6月～2027年12月 ④ 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還：392百

	万円 支出予定時期：2025年10月
現時点における充当状況	現時点における充当状況は以下のとおりであります。 ① 400百万円 ② 171百万円 ③ 115百万円 ④ 392百万円

- (注) 1. 詳細につきましては2024年10月24日付「第三者割当による第29回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第30回新株予約権の発行並びに第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換価額及び第23回新株予約権の行使価額の調整に関するお知らせ」をご参照ください。
2. 現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）として記載している額は、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合算した金額から、新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。
3. 2025年12月4日付「第23回新株予約権及び第30回新株予約権の取得・消却に関するお知らせ」に記載のとおり、第23回新株予約権については2025年12月15日付、第30回新株予約権については2026年1月15日付で、それぞれ残存する新株予約権の全部を取得及び消却しております。

II. 主要株主である筆頭株主及び親会社の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 第三者割当による本新株式の発行」に記載の本第三者割当増資が、本件前提条件の全ての充足を経て実行された場合、割当予定先（株式会社コンヴァノ）は、当社の発行済株式総数及び議決権総数の過半数を保有することとなり、金商法第163条第1項に定める主要株主である筆頭株主、会社法第2条第4号に定める親会社、並びに支配株主に該当することとなる見込みであります。

2. 異動する株主の概要

前記「I. 6. (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

3. 当該株主の所有議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）			大株主の順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2026年5月 8日現在)	—	0個 (0%)	0個 (0%)	0個 (0%)	—
異動後 (本第三者割 当増資実行 後)	主要株主で ある筆頭株 主／親会社 ／支配株主	450,000個 (68.91%)	0個 (0%)	450,000個 (68.91%)	第1位

(注) 1. 異動後の「議決権所有割合」は、2026年5月8日現在の当社議決権総数203,065個に、本第三者割当増資により発行される本新株式に係る議決権数（450,000個）を加算した議決権総数653,065個を基礎として算出しております。

2. 割合は小数点第3位を四捨五入して記載しております。

4. 異動の年月日（予定）

2026年7月2日（本第三者割当増資の払込期日）

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

株式会社コンヴァノは上場会社であり、非上場の親会社等には該当しないため、該当事項はありません。

6. 今後の見通し

本件に伴う当社の業績への影響の見通しについては、前記「I. 11. 今後の見通し」に記載のとおりであります。

III. コミットメント型タームローン・ファシリティ契約の締結

1. 本ファシリティ契約締結の理由

前記「I. 2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、ヘルスケア事業の本格的推進による早期黒字化の実現のため、ヘルスケア領域における M&A 関連資金及びヘルスケア事業の推進に係る事業投資資金を、本第三者割当増資により調達する資金（9 億円）に加えて、本ファシリティ契約により中長期的かつ安定的に確保することを企図しております。

本ファシリティ契約は、当社の本戦略に対する割当予定先の中長期的な支援意思の具体的表れとして提供されるものであり、当社の上場維持、継続企業の前提に関する重要な不確実性の解消、及び連結業績の早期黒字化の実現に資するものであります。

2. 本ファシリティ契約の概要

(1) 貸付人	株式会社コンヴァノ（東京証券取引所グロース市場 証券コード：6574）
(2) 借入人	アクセルマーク株式会社
(3) 契約形態	コミットメント型タームローン・ファシリティ
(4) 融資極度額	金 3,000,000,000 円（30 億円） 但し、個別融資について返済がなされた場合、当該返済に相当する融資極度額は復活するものとします。
(5) 利率	年率 2.0%（固定）
(6) 貸付実行可能期間	本ファシリティ契約締結日から 5 年間（自動更新条項あり）
(7) 個別貸付の実行方法	当社が、融資実行を希望する金額及び日付を指定した貸付実行請求書を貸付人に対して提出し、貸付実行の前提条件が充足された場合、貸付人は、当社が指定した日付において、当社に対して当該指定金額の貸付を実行します。当社が、本ファシリティ契約に基づき個別融資の実行を希望する場合、原則として、融資実行希望日の 15 営業日前までに、貸付人に対して、個別融資の金額、融資実行希望日、資金使途の概要（投資対象となるヘルスケア系事業会社の名称、取得予定株式数、取得予定価額等）、希望する弁済期限及びその他貸付人が合理的に要求する情報を記載した書面（電磁的方法を含む。）による借入請求を行います。 貸付人による個別融資の実行義務は、融資実行日において以下の(ア)ないし(カ)の各条件が全て充足されていることを条件とします。 (ア) 借入人の本ファシリティ契約に定める表明保証が、融資実行日において全て真実かつ正確であること (イ) 借入人に本ファシリティ契約に定める期限の利益喪失事由が発生していないこと (ウ) 借入請求に係る個別融資の金額が、本ファシリティ契約上の利用可能枠（融資枠 30 億円から既実行融資残高を控除した金額）の範囲内であること（1 件あたりの最低借入金額は 1,000 万円。ただし、利用可能枠が 1,000 万円を下回る場合は、利用可能枠の全額とすることが出来るものとします。） (エ) 個別融資の資金使途が、本ファシリティ契約に定める範囲内であること

	<p>(オ) 借入人が本ファシリティ契約に定める義務に重大な違反をしていないこと</p> <p>(カ) 貸付人が合理的に必要と認める資金使途、投資対象、財務状況その他の事項に関する確認及び精査が完了していること</p>
(8) 個別貸付の期間	個別貸付の弁済期限は、各個別貸付の実行日から3年後の応当日を原則とし、当社及び割当先の合意により、最長5年後の応当日まで延長することができるものとします。
(9) 資金使途	ヘルスケア領域におけるM&A関連資金、ヘルスケア事業に関連する設備投資及び事業投資、ヘルスケア事業の運転資金及び借入人の既存事業の運転資金に充当します。
(10) 返済方法	個別貸付実行毎に、借入人及び貸付人間で別途合意する条件によるものとします。
(11) 担保・保証	個別融資を原資として取得したヘルスケア系事業会社の株式について、貸付人が請求した場合には、貸付人のために質権を設定します。
(12) 表明保証	当社は、本ファシリティ契約締結日及び各貸付実行日時点において、(ア)適法に設立され、有効に存在する株式会社であること、(イ)本契約の締結及び履行に必要な権限及び能力を有すること、(ウ)本契約の締結及び履行が当社の定款、取締役会決議その他の内部規則に違反しないこと、(エ)本契約の締結及び履行に必要な社内手続（取締役会の承認を含む。）が全て完了していること等について、貸付人に対して表明及び保証します。
(13) 誓約事項	<p>当社は、本ファシリティ契約の有効期間中、(ア)四半期毎の財務状況の報告、(イ)法定開示書類の共有、(ウ)ヘルスケア事業に関して重大な悪影響を及ぼすおそれのある事象が発生した場合の報告等について、貸付人に対して誓約します。</p> <p>なお、本ファシリティ契約においては、当社の連結純資産額、連結自己資本比率、連結営業損益その他の財務指標に係る数値基準遵守義務（財務制限条項）は規定されておりません。</p>
(14) 期限の利益喪失事由	(ア)破産、民事再生、会社更生等の法的倒産手続の開始申立て、(イ)電子交換所の取引停止処分、(ウ)本契約に基づく元本又は利息の支払の30日以上の変延、(エ)誓約事項の重大な違反、(オ)重要な行政処分その他本ファシリティ契約に定める事由が発生した場合等、借入人は期限の利益を喪失します。
(15) 契約締結日	2026年5月29日（本取締役会決議日であり、本臨時株主総会の招集決議の日と同日）
(16) 貸付実行可能となる日付	本ファシリティ契約は、その締結をもって効力を生じます。本ファシリティに基づく個別貸付の実行は、本ファシリティ契約に定める所定の前提条件の充足を条件とします。
(17) 準拠法及び管轄	<p>準拠法：日本法</p> <p>管轄：東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>

3. 借入先の概要

前記「I. 6. (1) 割当予定先の概要」に記載のとおりであります。

4. 本ファシリティの経済的効果

本ファシリティの利率（年率2.0%・固定）は、当社の現時点における信用状況に照らして市場金利と比較

して相当程度有利な条件が設定されているものと当社は認識しております。本ファシリティの経済的効果に係る定量分析については、前記「I. 5. (1) ②本ファシリティの経済的効果の定量分析」に記載のとおりであります。

5. 今後の見通し

本ファシリティ契約は、本取締役会決議日（本臨時株主総会の招集決議の日と同日）付で締結される予定であります。本ファシリティ契約は、その締結をもって効力を生じますが、本ファシリティに基づく個別貸付の実行は、本ファシリティ契約に定める所定の前提条件の充足を条件としております。本ファシリティに基づく個別貸付実行が行われた段階で、当該借入額は、当社連結貸借対照表に計上されることとなります。個別貸付の実行については、当社取締役会における借入請求提出（個別貸付実行）の決議時点において、上場規程上の適時開示義務（同規程第 402 条等）への該当性を確認の上、適時かつ適切に開示する方針であります。

また、本ファシリティに基づく借入が、当社連結業績に与える影響については、個別貸付実行の状況に応じて、適時かつ適切に開示いたします。

以上

(1) 募集株式の種類及び数	普通株式 45,000,000 株
(2) 募集株式の払込金額	1 株につき金 20 円
(3) 募集株式の払込金額の総額	金 900,000,000 円
(4) 申込期日	2026 年 7 月 2 日
(5) 払込期日	2026 年 7 月 2 日
(6) 増加する資本金及び資本準備金の額	資本金450,000,000 円 資本準備金450,000,000 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、株式会社コンヴァノ に全株式を割り当てる。

以上